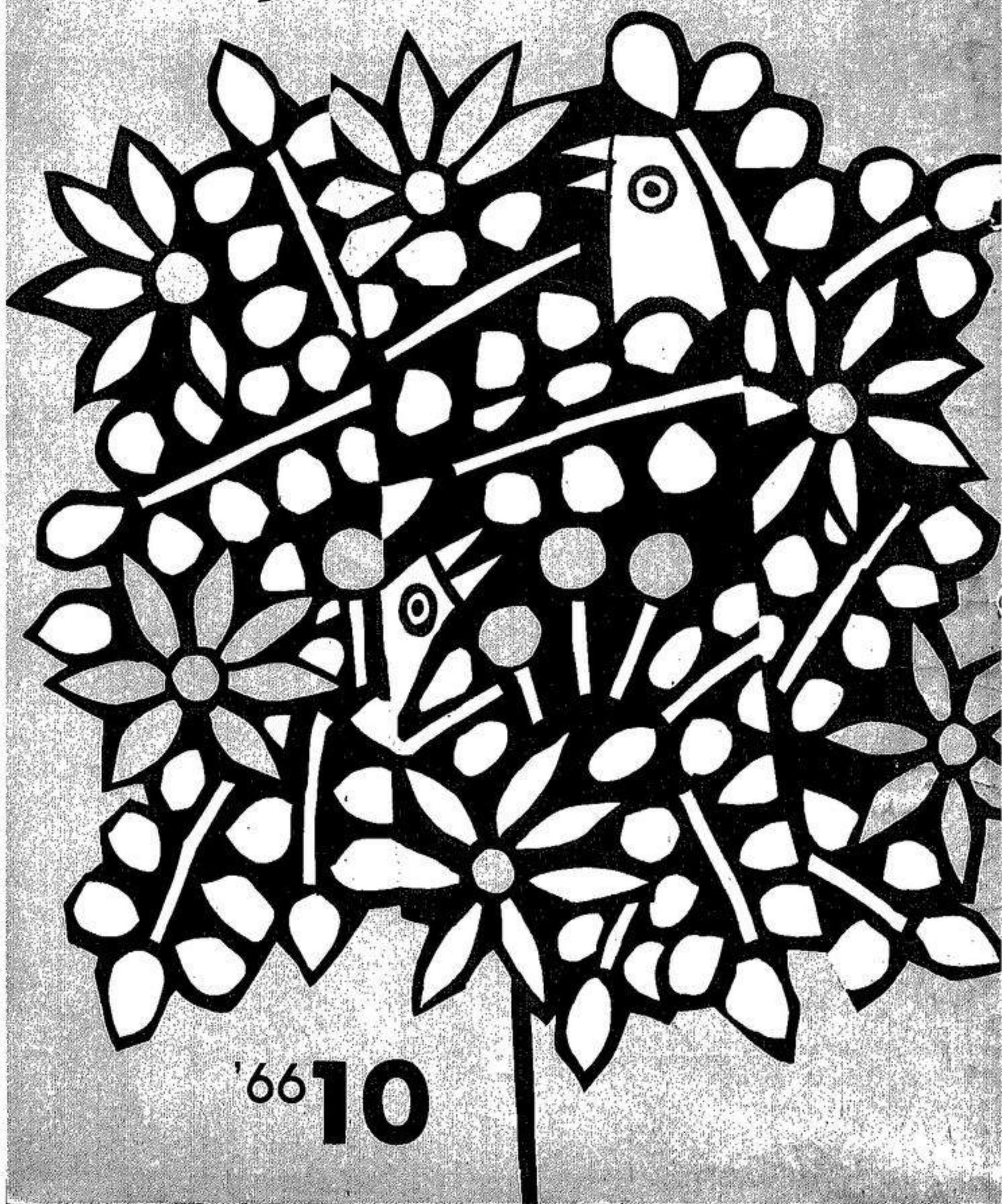


昭和28年5月30日第三種郵便物認可 昭和41年10月5日発行（毎月1回5日発行）第14巻 第10号（通巻150号）

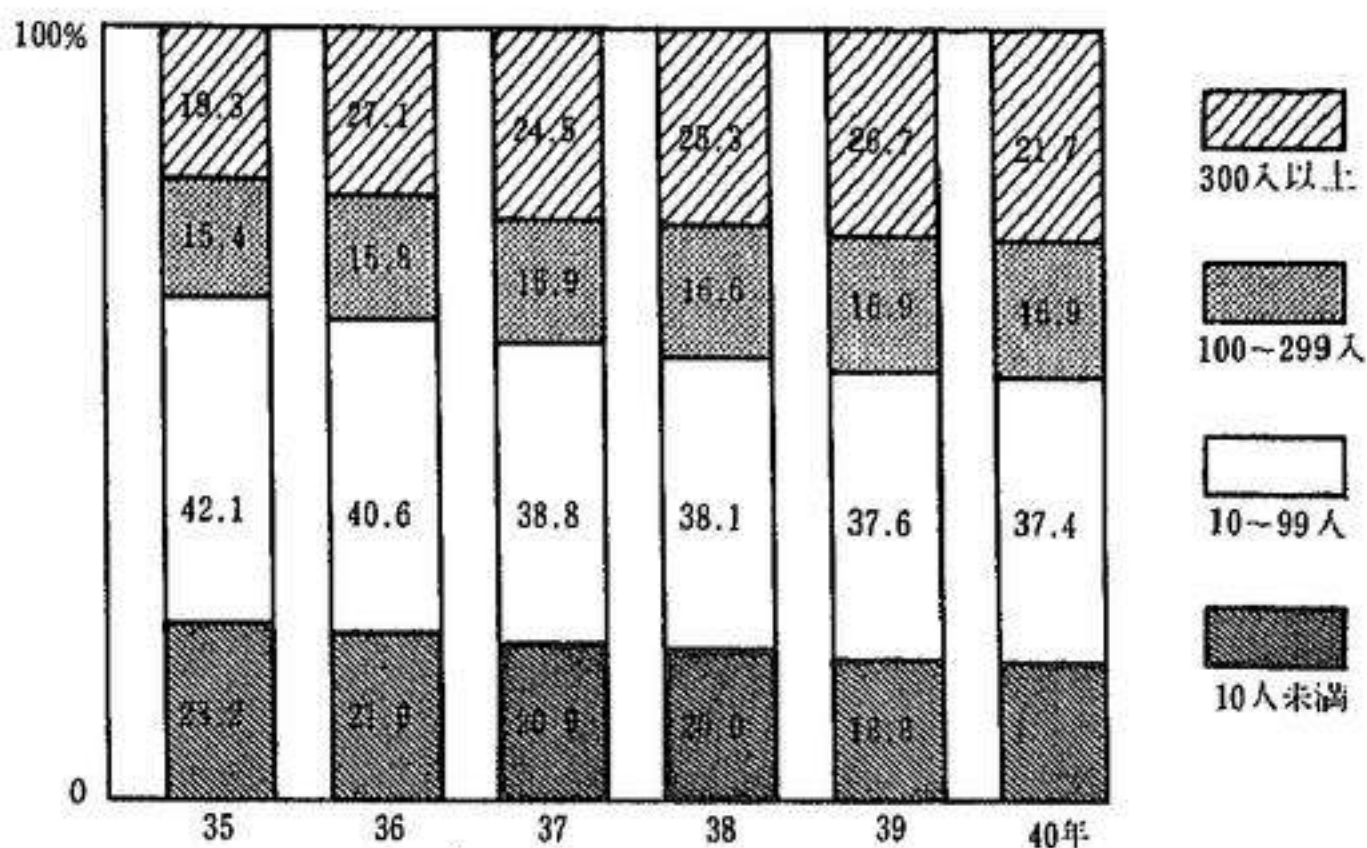
婦人 & 年少者



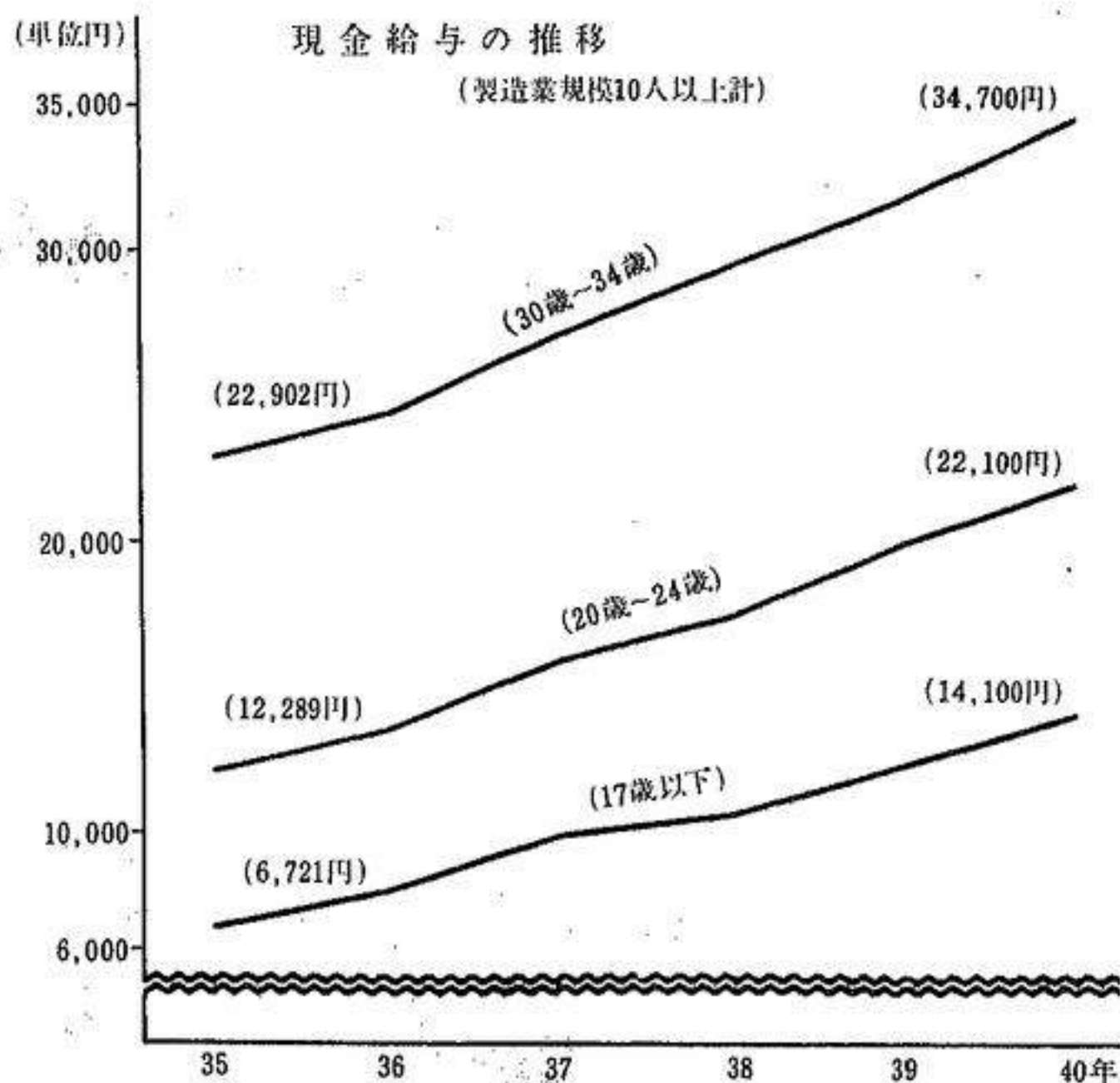
'66 **10**

“第20回働く年少者の保護運動” 参考資料

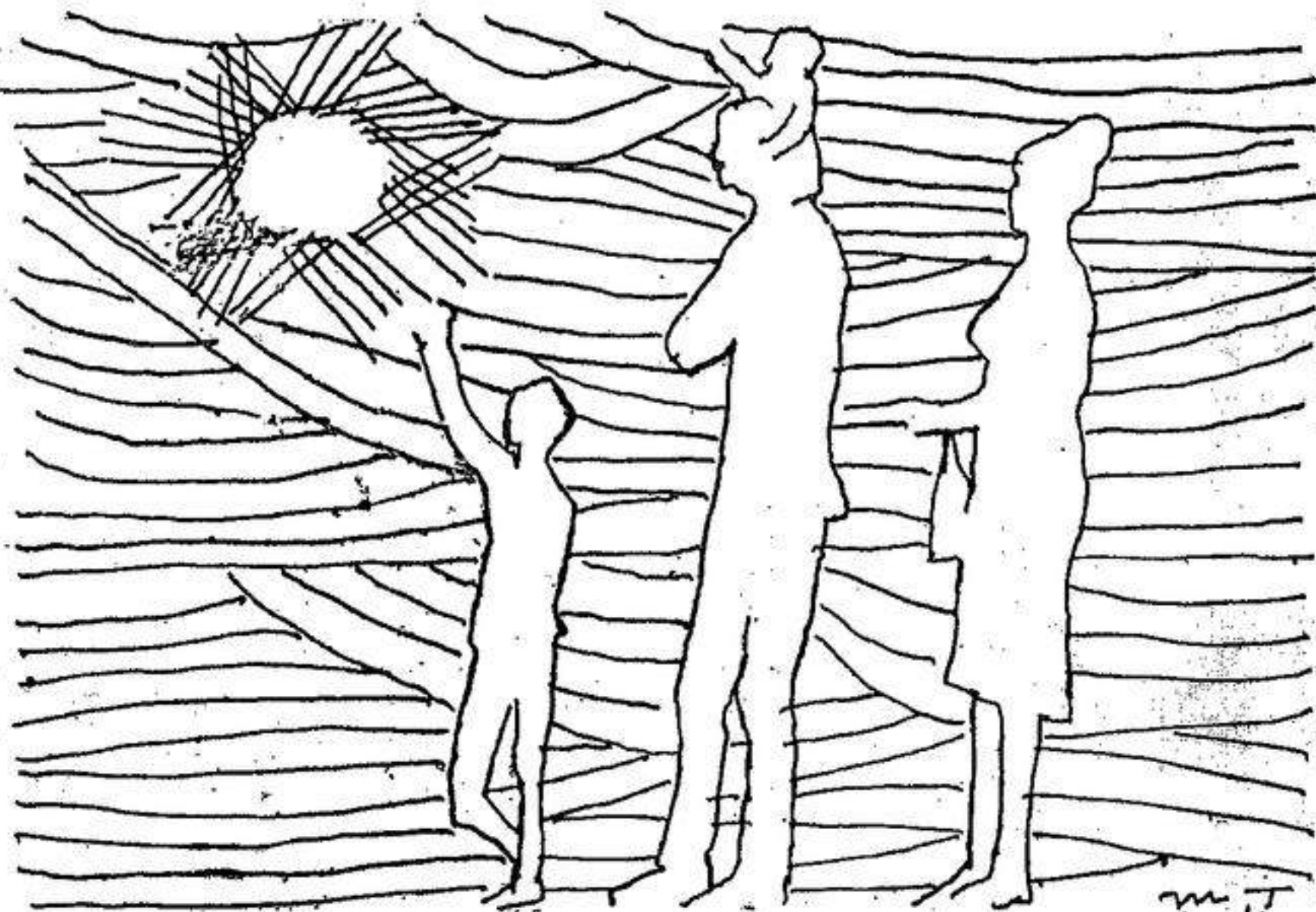
年少労働者の規模別構成比の推移



資料出所——労働省「適用事業場及び労働者数」



資料出所——労働省「賃金調査」より



婦人と年少者 十四巻十号 目次

◇第20回働く年少者の保護運動

年少労働行政の回顧と最近に
おける年少労働問題……………松浦干城 9
第二〇回働く年少者の保護運動について……………4

「働く年少者の生活文」を読んで……………入江徳郎 6

「働く年少者の生活文」昭和四一年受賞作品より

* 職場生活と私の将来……………船水 隆 7

* 「私で私の生活に価値を」……………山中 あや子 8

年少労働者の教育訓練の現状……………小宮 登 10
と問題点……………

年少労働者福祉員の活動状況……………年少労働課 13

「私たちのグループ活動」……………

中部志行会の活動……………野田 光治 16

夜間高校生中心の「サークル星の友」……………佐藤 徹雄 17

全国婦人会議出席者の集い……………滝沢 歳ミ 18

(資料)(室)

年少労働の現状……………19

農村出稼者の妻の生活と意識……………23

婦人に関するうごき……………26

資格を要する婦人の職業⑦……………28

売春に関する年表③……………29

資料ダイジェスト……………31

婦人労働関係資料の紹介……………32

女子の就業者数と完全失業者数・平均現金給与額……………33

◇働く年少者の保護運動参考資料(図表)……………表紙 2

◇婦人少年局ニュース……………表紙 3

◇表紙・扉……………塚谷 政義

年少労働行政の回顧と

最近における年少労働問題



松 浦 干 城

(労働省婦人少年局年少労働課長)

「働く年少者の保護運動」も今年で二〇回目を迎えることとなった。この間、年少労働行政は大きく変化した。すなわち、技術革新を軸とする経済の高度成長等をおして年少労働者をめぐる社会的経済的諸条件は大きく変ぼうし、こ

とに若年労働力に対する需給の緊張はその度を加え、年少労働者の賃金、労働時間その他の労働条件は大きく改善をみるに至ったが、作業態様の变化(単純化、単調化等)の影響もあって、職場内外の生活への不適應等の新たな問題に對処し、職場適應、福祉の増進、能力の開発促進等の推進を図る必要性が高まってきた。

この機会に年少労働行政について戦前にまで遡って回顧し、最近の年少労働問題の所在についてふれてみたい。

一、戦前の事情

(1)工場法が出来るまで

わが国における労働行政は、特に年少者及び女子の保護を目的とした工場法の制定によって

基礎が出来たといえる。

明治三〇年代にわが国の資本主義は一応確立し、産業は急激に發展したが、産業の後進性から、生産を大量に、しかも安価に製出しようとするために、勢い、賃金の低廉な年少者または婦女子を多く雇用し、耐えられる限り労働に従事させる傾向にあった。そのために、労働者特に女子及び年少者の労働は悲惨をきわめた。このような事情から、女子及び年少者の労働状態を保護するという考え方が生じ、工場法制定への動きがはじまった。そして、明治四十三年始めて工場法案が帝國議會に提出され、う曲折を経て、大正五年にわが国初めての労働保護立法として、工場法が施行されたのである。

(2)戦時における労働保護政策

第一次大戦を契機に、内外の情勢から、労働問題は重要性を加え、それに伴って、労働保護法規も次第に成長發展したが、昭和一二年支那事變の勃発、さらに大平洋戦争への拡大とともに、戦時の要請は、次第に労働保護法規の戦時

特例によって、わが国の労働保護法規は、後退の一途を辿り、大平洋戦争中はその機能を事実上完全に停止し、年少労働者の保護についても例外ではなかった。

二、労働基準法制定後の推移

(1)労働基準法の成立と年少者の保護

大平洋戦争の終結によって、従来の工場法は復活したが、工場法は、終戦後の民主主義、国際主義を基調として新生したわが国にとってはあまりにも慈惠的であり、かつ国際水準を下回ったものであったので、終戦を機会に労働者の人格法であり、国際水準をもった画期的な労働保護立法としての労働基準法が誕生することとなったのである。

労働基準法は、昭和二年四月七日公布され、同年九月一日から施行された。

労働基準法では、年少労働者について、第六章で特に、「女子及び年少者」の章を設け、成年労働者よりもさらに手厚い保護を加えている。

このような労働保護立法の確立は、日本経済の再建、復興のためには、必要不可欠のものであった。国際経済の中で發展していくためには、従来年少者や女子を低賃金・長時間労働で使し、ソーシャルダンプングをして、世界の非難をあびていたが、労働基準法の成立は年少労働者の保護という面はもちろん、わが国の国際経済への復帰に大きな力となったのである。

(2)保護行政から福祉行政へ

労働基準法の施行と同時に、昭和二年九月

一日労働省が発足した。

昭和二〇年代は、戦後の破壊された経済の中から立ち直る時期であり、労働事情も混乱、年少労働者についても、雇用者が年々増加したにもかかわらず、失業率は毎年高い率を示した。労働基準法の違反状況も昭和二四年頃までは、違反率が非常に高く、以後漸次減少したが、減少傾向は、大企業に比べ中小企業は遅く、このことは、中小企業において法に対する労使の認識が浅いことや、大企業に比べると競争能力が劣るため労働者の労働条件にしろよせされやすいことが原因であった。

また、戦後の経済的社会的混乱の中におびただしくあらわれた都市現象の一つとして、街頭に働く靴磨き少年や花売り少女がめだつた。

このような街頭年少労働者は、不健全な環境の下で長時間労働に従事し、しかも少ない報酬しか与えられていなかったため、正常な雇用年少者と比較して多くの問題をもっていた。

このような時期にあって、年少労働行政は年少労働者の保護を重点として行なわれてきた。

昭和二八年頃になると、ようやくわが国の経済も活況を呈しはじめ、昭和三〇年を過ぎるとめざましい経済の高度成長がはじまり、若年労働力に対する需要が増大した。

このような事情のなかで、賃金その他の労働条件は漸次向上し、中小企業においても大企業との格差は少しずつ縮小しはじめた。

昭和三二年頃からは、大都市の商店や問屋等の商業集団を中心に週休制がとりあげられ、中

小企業においても、漸次、労働条件の改善とともに労働者の福祉問題がとりあげられるようになってきた。

このような諸状況の変化に伴って、年少労働行政も、従来の保護中心的な行政から漸次福祉面にウェイトを移行させながら進められることとなった。

すなわち、昭和三二年には、中小企業に働く年少労働者の余暇善用の場合（いこい・教養・娯楽・体育等）であるとともに、その生活指導も行なう総合福祉施設として「勤労青少年ホーム」が国の助成により名古屋に設置をみ、また、昭和三三年には、同じく中小企業に働く年少労働者の保護、教育訓練、余暇時間の善用指導、その他福祉活動の推進にあたる「年少労働者福祉員」を中小企業団体が設置するよう奨励し、その自主的活動に対する指導と援助をおこなうこととなった。

昭和三〇年代のなかばになると、労働需要の急速な増大の反面、新規中卒就職希望者の減少により、年少労働者の求人難は深刻化した。特に中小企業における求人難は一層深刻であったため、大企業との間にあった賃金等の労働条件の格差は縮小のテンポを早めることとなった。しかし、福祉施設・訓練施設等については、中小企業にあっては、単独での解決の極めて困難な問題であり、国、地方公共団体等による積極的な施策が必要となった。

労働省においては、昭和三二年に発足した「勤労青少年ホーム」、その他各種職業訓練施

設の増設を進め、青年の家、ユースホステルなど関係各省においても、研修施設などの増設につとめてきた。

また、機械化、合理化の進展に伴う単純化、単調化等、作業態様の変化からくる人間疎外現象等の問題が、作業能率の低下にとどまらず、とくに若年労働者の離職率等につながりやすいという社会の関心が高まるに及び、年少労働者の職場適応、人間成長を援助する方策として、昭和三九年度には、企業及び企業団体に「産業カウンセリング制度」の普及導入を図るための施策を進めることとなった。

三、最近における年少労働問題

年少労働行政は時代の趨勢に沿い、一口に言って保護行政から福祉行政への歩みが続けてきたことを述べるとともに、最近における年少労働問題についてもその中で若干ふれてきたが、最近における問題について、私見をまじえ二、三、とりあげてみたい。

(1) 最近における若年労働力の売り手市場化は、年少労働者に安易感を与え、また、作業態様の变化等も反映し、高い離職率を示しつつあるが、このことは職業意識等に好ましくない影響を与えるものであり、それによる年少労働者の質の低下が憂慮されている。

(2) 労働時間の短縮によって余暇時間が増え、初任給の上昇にともなう賃金等は改善されてきているが、生活に対する適切な指導・助言が不十分なうえ、社会環境とマスコミの悪影響

響をうけ、安易な生活にはしり、将来に対する希望を失うものもでている。

(3) 地方労働市場から年少労働者の大幅な流出がみられる反面、集中傾向の著しい大都市では、都市的環境への不適応などが注目されている。

る。
(4) 年少労働者の意識は、戦後大きく変化したが、その理解に欠け、扱い方に困惑している使用者もみられる。
このような年少労働者の現状と問題に即応

し、将来の展望にたちながら、次代をになう年少労働者の健全育成のため、各界の格段の配慮が望まれる。

第二〇回

働く年少者の保護運動について

働く年少者の保護運動は、次の世代をになう年少者が、その働く生活で心身の発育がそなわれず、すぐれた産業人・社会人として成長するよう、年少者の保護や福祉の向上について、使用者はじめ社会一般の理解と協力を促すための特別啓発活動として行なうものであるが、昭和二二年に年少労働者の保護規定をふくむ労働基準法が施行され、以来本運動においても、年少労働者の保護規定の周知徹底をはじめ、働く年少者の保護育成のため当面の問題点をかけ啓発を行ってきた。

この間、年少労働者の労働時間・休日・就業制限等、労働基準法に関する理解は相当に普及し、また最近の若年労働力の不足と相まって、一般的には年少労働者の賃金の大幅な改善、福祉施設の整備充実の傾向がみられるようになった。しかし、一部中小零細企業においては、法違反はいまだに存在し、また福祉の面の立ちおくれはいちじるしい。

一方、最近における若年労働力の売手市場化や、技術革新の進展に伴う年少労働者の就業分野の変動、作業態様の変化、労働時間の短縮による余暇時間の増大等の傾向は、一面新しい年少労働問題を提起しつつある。すなわち安易な選職とあいまって職場に対する適応を欠き、仕事に対する興味や意欲、将来への希望を失う傾向や、安易な離職の傾向を生じている。また、社会に存在する一部不健全な風潮は、働く年少者の余暇生活にも影響を及ぼし勝ちである。

心身ともに成長の過程にある年少者のよき産業人・社会人としての健全な成長は、わが国の将来にとっても重要なことであるが、以上のような情勢の中で、これを年少者のみの努力にまっことは困難であり、使用者はじめ社会一般の理解と協力が必要とされるのである。
そこで本年も昨年に引きつづき「働く年少者の伸びようとする芽を育てよう」という目標をかけた、その成長を阻害する要因を排除し、成長を促進するような諸条件の整備をはかることをねらいとした。

特に運動の二〇回目を迎えるにあたり従来の残された問題と最近の新しい問題に対処して、整備すべき具体面について三つの事項を重点としてとりあげた。
一、年少者の労働時間・安全等に関して法規に照らして現状を再検討し、改善を要する点の整備向上を行ない、年少者の保護に万全を期するよう使用者に押し進めること。
二、年少者が技能をのびし、教養をたかめる機会をもつことにより、職業や生活に対する意欲を高めるため、教育訓練の機会をひろげ、その利用に対して各種の便宜供与の配慮をすること、また年少者の悩み、不満等に対する相談制度を導入して、職場適応と人間成長をはかることを、使用者はじめ社会一般に呼びかけること。
三、年少者がその余暇を健全かつ有効にすごすことができるよう、勤労青少年ホームその他の既存の施設の活用や、企業・企業団体等の融資等の活用による施設の設置拡充をはかるとともに、健全なグループ活動を促進育成するよう、使用者はじめ社会一般によりかけること。
以上の三点である。

なおこの三点については、各地域、各職域の実情に即して、最も必要と思われる一項目を重点として、その問題に検討を集中し、単に問題点の理解を深めるに止まらず、本運動を機として具体的な面における条件の整備改善が行なわれることが大切であり、年少労働者を雇用する企業・企業団体等はもとより、関係機関・団体等が、運動の目標にそった自主的な活動をすすめるよう期待している。

第二〇回働く年少者の保護運動実施要綱

昭和四一年

第一 趣旨

働く年少者の保護運動は、次の世代をになう年少者が、その働く生活において心身の発育が阻害されることなく、すぐれた産業人・社会人として成長することができるよう、使用者をはじめ社会一般の理解と協力を促し、働く年少者の保護・福祉の充実に資するものとする。

ものである。

第二 目標

「働く年少者の伸びようとする芽を育てよう」

戦後二〇年余を経過し、本運動も二〇回目を迎えるに至った。この間、働く年少者の保護・福祉とくに労働条件は、一般的にめざましく改善・向上をみているが、なお中小企業等には改善を必要とする問題があり、また最近における技術革新等を契機とする社会的経済的諸情勢の変化は、一面働く年少者の職場不適応等健全成長を困難とする職場内外の諸事情を増大させる傾向も生んでいる。

これらの実情にかんがみ、働く年少者の成長を阻害する問題を検討し、働く年少者がそれぞれの適性・能力に応じて成長していくよう諸条件の整備をはかることを目標とする。

第三 重点

上記目標にそい、各地域・各職場がそれぞれの実情に即し、次のいずれかを重点として、積極的にして実効ある活動を行なうよう、促進する。

一 労働条件の改善整備

二 教育訓練機会の拡充と相談制度の導入・充実

三 余暇管用の整備拡充

第四 期間

昭和四一年一月一日から一〇日まで

第五 主 唱 労働省

第六 後 援

青少年育成国民会議

日本労働協会

日本新聞協会

日本放送協会

日本民間放送連盟

第七 協力を依頼する機関・団体

総理府、法務省、文部省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、自治省、警察庁、その他関係行政機関、報道機関、使用者団体、労働組合、婦人団体、青少年団体、その他

第八 実施事項

一 労働省の行なう事項

(中央)

(1) 第一五回働く年少者の優秀生活文に対する労働大臣賞状授与

(2) 年少労働者の福祉の増進に寄与し、功績顕著な年少労働者福祉員の労働大臣表彰

(3) 年少労働者福祉員活動研究会の開催

(4) 本運動の趣旨の徹底をはかるための広報活動

(5) 本運動周知用資料の作成配布

(地方)

(1) 働く年少者の優秀生活文授賞式並びに働く年少者の保護大会の開催

イ 第一五回働く年少者の生活文労働大臣賞状授与式

ロ 第一五回働く年少者の生活文地方賞授与式

ハ 働く年少者の保護大会
(2) 各種会合の開催

イ 中小企業の使用人と年少労働者福祉員の研究会

ロ 勤労青少年団体のグループブリーディング懇談会

ハ 中小企業に働く年少者のつどい

(3) 地方公共団体、関係機関などの年少労働者の保護・福祉向上についての情報交換および連絡

(4) 本運動の趣旨の徹底をはかるための広報活動

(5) その他本運動の趣旨にそった行事の実施

二 企業・企業団体などが、本運動の趣旨にそって行なう事項

(1) 本運動の重点事項のうち各企業・企業団体の実情に応じた事項についての具体的方策検討のための研究会等の開催と方策の実施

(2) 年少労働者と職場先輩との交歓会

(3) 年少労働者の苦情、意見、要望の聴取

(4) その他各企業・企業団体の実情に応じた座談会、講座、見学、各種レクリエーションなどの開催

三 関係機関・団体に協力を求める事項

(1) 労働省(中央および地方)の行なう行事への協力、援助

(2) 各機関・団体の機能と地域の特長事情に応じ、本運動の趣旨にそった行事の実施

「第一五回働く年少者の生活文」の応募状況について

労働省では、去る四月一日から六月一日まで、総理府、日本新聞協会、日本放送協会、日本民間放送連盟の後援のもとに「働く年少者の生活文」を募集した。本年の主題は「私と職業」「職場生活と創意工夫」「職場生活と私の将来」としたが、応募の総数は六、八一七編(男三、三六四、女三、四五三)にのぼった(前年比二二・一%)。

このうち、地方選考を経て、中央選考委員会の選考により選出された優秀作品六〇編に、労働大臣賞が授与され、また前記後援団体から副賞が贈られることになっている。

なお中央選考委員には、次の五名の方が依頼された。(敬称略)

朝日新聞社東京本社論説委員

演劇脚本作家

千葉大学文学部部長

日本放送協会教育局長

労働省婦人少年局長

入江 徳 郎

松岡 勲 子

望 月 衛

吉 田 正

高橋 展 子

“働く年少者の生活文” を読んで



入江徳郎

(朝日新聞論説委員)

動をうけたからである。

この作文に応募した少年少女は、この文を書く時さぞ眠かったにちがいないと思う。昼は働き、夜は定時制高校に通い、そのあと眠る時間をさいて、一生けんめい、じぶんの経験と覚悟を書き綴ったにちがいない。だれに読ますためでもなく、自分自身を見つめ、自分を励ますような文がほとんどだった。

見てくれの文章ではない。それだけに真実があふれ、かざらぬ言葉づかいの底に、働く若人

働く少

年少女の
作文を読
みながら

私は何度
も目がし
らが熱く
なるのを
覚えた。

ひたむき

に労働と

取組む少

年少女の

姿がまざ

まざと目

に浮かん

で彼らの

健気さ、

頼母しさ

に強い感

の生々しい息づかいが感じられた。

一編々々を、私は貴重な記録として読んだ。正直に言って、私は予選通過の全部が大臣賞に該当すると思った。

この中から三分の一、ないし四分の一を大臣賞としてぬき出すのはムリである。これは単に作文のコンクールではない。表現の稚拙な文はそれなりに、いやそれだけに、かえって迫力さえ生じている。どこで優劣をつけるか、まったく困ってしまった。

中学を出て、友人は進学するのに、自分は家庭の都合で進学できない。それを父か母に言われた時の落胆を、文中に書いている少年少女がかなりあった。またはじめから高校進学をのぞまず、おれは中学を出たら何か職を身につけて働くのだとアッサリ割り切っている人もあった。

進学できぬつらさも察しられる。友だちに道で会ったのははじめつらかったと書いていた人も何人かあったが、そうだろうと思う。しかし書かれた文は、そのことにとどまっていはいない。職業に立ち向かって、それを必死に自分のものにしようとする苦闘を正直に綴る。どれを読んでも、職場の実態とその中で生きてゆく道を発見しようとする少年少女の苦闘がにじんでいて、読み過ぎにはできないものだった。

だれもがはじめて対面する社会と、職業に大きな不安を持っている。無我無中でがんばる。きびしい試練である。職場は彼らを甘やかさぬ。やってゆけるだろうか、やめようか、何べ

んも迷う。

年若い少年少女だ、悩みもあれば不安も大きい。働きはじめたところを書いた数行には、まことにこれが感じられて、読む方の胸が痛くなる。

だが、彼らはそれを乗り越える。若さとファイト、「努力にまさる天才なし」の信念だ。何人もの人々が、この言葉を、彫りつけるように文中に書いていた。

働きつつ定時制高校にゆく人も多い。教室に行った喜びが率直に語られる。それから眠さ、疲れ、進まぬ勉強、だんだん生徒が減ってゆく教室など。

しかし自嘲的な調子で書いているのは一編もない。彼らは真剣そのものである。力つくるまで学ぶ意欲を棄てぬ。

彼らは懸命に生きている。ひとりの職業人として自分をきたえ、おれのためだ、そして社会のためだと自分を上げまし、いろんな職業に精魂をうちこんでいる。

この社会をしっかりとささえている強力な柱の一つは、彼らの働きと意気込みである。

なんのために大学に通っているのかわからないような、怠惰な学生には、彼らのツメのアカでものませてやりたい、私は真実そう思った。

読み終ってつくづく思う。

馴れぬ仕事と取組んで、不安だらけ、失敗つづきで、心がくじけがちになる彼らにとって、大きなはげましになるのは、先輩や経営主のやさしいひとことだ。その体験を書いている文が

あちこちにあった。

年少少女の働く職場の人びとに、この点を考えてもらいたいと思う。愛情のあるひとことが、彼らの元気をふり起こさせる。

そして、この体験をもつ年少少女におねがいたい。数年後にはきみたちは、職場の中堅になる。新しい後輩は毎年はいってくる。

その後輩たちに、ときにあたたかい言葉をかけて、はげましてやってもらいたいものだ。いや、このおねがいは蛇足というものであろう。

もひとつ、私が痛感したものは、定時制高校に対する世間一般の考えを改めたいということだった。白状すれば、私もひとりの新聞記者と

して、これまでに定時制高校の問題を報じたり、論じたりしたことはある。

だが私はそこに学ぶ人の本当の気持ちをまだよく知らなかった。外側から形式的なことを言っていたようなはずかしさを感じる。この文を読ませてもらったことは、私にとってありがたいことだった。不利な条件にもまげず、勉強しようとのやみがたい心を抱く年少少女がこれだけある。定時制高校を、もっと学びやすいところにするために、私どもも協力しなければならぬ。

もう一つ、それは、年少少女が紋切型の「政治に対する希望」を何一つ言っていない点であ

る。「政治に何をのぞむか」が現代の慣用語だが、働く年少少女はそれを言わぬ。それよりも眼前の職業に少しでも馴れ、定時制で少しでも学ぶ方が先なのだ。

それゆえにこそ、私は政治の目をここに向け、ほしいと熱望する。労基法の違反はないか、年少少女を雇っているものはないか。政治家の目が、働くものの上に注意深く注がれ、次代の日本を背負う層に対して、もっと快適に働き、レクリエーションもでき、身を削らなくても勉強できるような施策をぜひ研究し、実現してほしいと熱望する。

「働く年少者の生活文」

昭和四一年度受賞作品より

職場生活と私の将来

船 水 隆
(富山・左官見習)

ぼくの仕事は左官です。高校入試 えられるようになりました。しかし

におちたのをきっかけに、一年間も そうは言っても、時々、つくづく左

浪人することのできない家の事情で 官であることがいやになります。な

左官見習いになったのですが、左官 せだろつか。それはぼくの職場生

の職場に入ってから一年余り、この 活、というより左官業全体の職場生

春定時制高校へ通うようになってか 活に原因があります。セメントで荒

ら、いまようやく「君の将来は」と れてひび割れる手足、髪が白くなり

は両親や、ぼくの話がわかってくれ

壁材料の微粒子、職人たちの乱暴な 言葉づかい、真夏でも真冬でも野ざ

らし、吹きさらしの現場、さらに、 事業主の人の使いよう、たとえば、

ぼくたちのような見習工が、他の事 業場の労働条件を見聞きして、いま

の事業場に不満を持つようにさせな いために、他の事業場の職人や見習

ぼくが、「立派な左官になろう」と答えられるようになったのは、やはり理由があります。それは、つぎのように考えられるようになったからだと思っています。

ひと口に言えば、それは、ぼくの将来を、ぼくがいま矛盾や不満を感じている職場をよい職場に変えていくことに役立てよう、そうすればぼくも幸せになれるし、左官業のもとで働く人たちがみんなが幸せになれると考えたからです。そうする見込みはあると思います。それは、ぼくの周囲の仲間たちの言動に感じられます。たとえば事業主は、ぼくが定時制高校へ行くことには、いやいやながらにしか賛成しません。理由は「かべやが高校へ行って何の役に立つか」「余計なことを覚えて親方に反抗するようになるだけだ」「組んで仕事をしているのにひとりだけ早く帰るのは他の者に迷惑をかける」など、たくさん理由があるようです。しかし一緒に働いている仲間はずいぶんありません。ぼくが遠慮して帰る時間を延ばしていると、仲間の方から「もう時間だぞ、学校がおくれるぞ」と言ってくれます。通学するようになってから、ぼくと通学しない仲間との間に日給の差をつけ

る事業主とは反対に暖くはげましてくれるようです。ぼくは思います。仲間のこういう態度は、決して単なる親切ではない。自分のできないことを、ぼくにしてくれといっている仲間たちの願いのように思えます。左官というものは、今まで「どこにも使い道がないからかべやにでもなれ」といわれてその職についた人が多いようです。文字も書けない、簡単な珠算さえできない職人をよく見かけます。だから親方に頼るより仕方がないと思っている人が多い。労働組合もなければ待遇改善の方法もわからない、頭にくることがあれば勝手に仕事を休むことしか知らない、パチンコや競輪に行つて気をまぎらわせる人が多いようです。そういう左官職人ではだめだということを、ぼくの周囲の人たちは、口には出さないけれども知っています。励ましてくれるのだと思います。ではどうしてそれにむくいるか。まず立派な左官の腕をつけねばならない。定時制での勉強、広く社会の勉強をしなければならぬ。そして、まず小さなことから、例えば事業主に作業手袋や安全帽を支給してもらふようなことから、仲間が幸せになることを、一つ一つ作っていく。

こういうことは決して簡単なことではないと思います。事業主と落着いて対等に話ができる職人にならねばできないことだと思います。仲間たちみんなが心をあわせるように、まわりの人たちにわかってもらえる人格をつくらなければならない。

その上で今日の左官職人が、普通の工場の労働者のように、十分な

私で私の生活に価値を

山中 あや子

(京都・新 稿)

今年もまた、新しい仲間が沢山入って来ました。私がそうだったように、会社の正門から寮へ続く道の両側に植えこまれた数多くの立木を見ながら、未知の世界への限りない不安と、自分の足で歩いていくのだという自覚の重さを持っているだろうと思うと、何かいじらしいものを感じたのです。

その内には、私の妹もいました。私たちの母にしてみれば、姉妹が同じ会社で働く事に何か安心感を持ち、それに大和といえど条件の悪い所ではない。食べさせてくれ、寝る心配もない、加えて福利施

設として習う気持があれば女一通りの事は学べるのだから「ここへほうりこんでおけば大した間違いないだろう」と思ったのでしよう。事実私もこの会社の環境が悪いものとは思っていません。それは、人間誰にだって欲があり、月末になって「こづかい」が乏しくなった時に「ああもう少し給料が高ければなあ」と思わず言うことはありませんが、よそに勤めている友達と較べて見おとりがするとは思いません。

しかし入社後二年経った私は、給料や労働条件に対しての不満でない、何か心に生まれた満たされな

空しい気持ちを持て余したのです。

「通信教育を受け」「何年経てばいくら貯金して」「その間には会社の厚生施設をがめつく利用し、身につける物は吸収して」と指を折るように自分の生活設計を話しかける妹を見ていると、僅かな年の間にまるで欄の隅に置きざらしにされたチーズのようにほこりまみれになったような、私の神経の疲れを淋しく思うと同時に、「二年経てば妹だって私と同じ空しさを持つのではないだろうか」という不安を感じるのです。なぜなら、私の持つ、満たされない空しさというものは私だけではなく周囲の友達に共通のものだからなのです。「いやになった」「いやになった」「いやになった」という言葉を寮の内で、現場で聞かぬことがない程なのです。

私はずっと前、組合教育の時だったか、「紡績に勤める女子は入社後一年で急激にモラルが低下する」と聞いたことがあります。その時には何の気なしに聞き流していたのですが、今年の綿紡活動方針に、モラルの高揚運動があるとの記事を見て、「私の空しさもモラル低下そのものであるのか」と思ったのです。生活に張りを持たせ、心の触れ合う場所としてサークルを作ろう、とい

う組合のすすめで私もサークルに入りました。実を言うと「モラル高揚運動」というのが大きく取りあげられているということも、実はサークル内で聞いた事なのです。サークルの内で仲間の誰かが解説をしたり、話を持ち出したりすると案外頭の内に入るものなのです。

「モラル」とは、自分の生活をどれ程価値あるものと考えているかという志気です。その事が減退する理由として「紡績女工」という呼び名があり、今年はマスコミ関係に、そういうような名前を使わないようにとの働きかけをするのだそうです。私達の会社では組合員の呼び名は全部「社員」に統一されています。女子工員が女工ということは当然だといえは当然ですが、過去の紡績の歴史が「哀史」と言い表わされた通り女工という名が持つ暗いイメージは私達の内にも、また世間の人々からもぬぐいきれませんから、私達が社員である事を私達だけで自覚するだけでなく、積極的に世間に働きかけることも大切ですし、同時に「呼び名こそ社員だが矢張り行動は」という批判を受けないことがもっとも大切なことです。

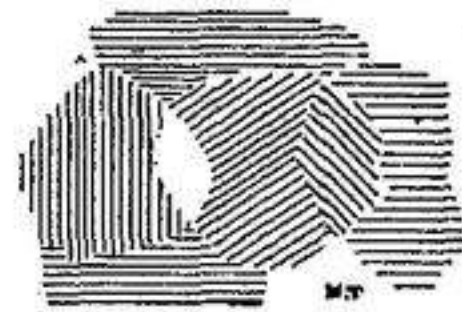
団体生活では僅かの人たちの行い

で全体を評価するものだということを知り、この会社の生活の内から私は知りませんでした。けれど、女工という言葉がなくなったとしても、私は私の「いやだなあ」「面白くないなあ」という言葉がなくなるとは思えません。でした。「面白くない」事の原因は数多くあります。同じ年頃の、しかもまだ十分共同生活の訓練ができていない私たちですから、友達とのトラブルや現場での職制との摩擦から起こることもあります。けれどこれらの事は原因がはっきりしているのですから、職場会や話し合う機会を作ることによって人間関係を正しいものにすることはできます。一番困るのは、ただなんとなく面白くない、満たされない、という感情なのです。

私はこのことについて考えてみました。また、仲間たちとも話してみました。そして私なりの解答は「生活に変化がない」ということでした。私はこのような話を聞いたことがあります。「人間にとって一番たえられない事は、自分のした事に何の価値も与えられない」ということだと思えます。「そんな毎日が自分に何のプラスになるだろう。私の将来とどのような関係があるのだろう」という反省が意識的、無意識的に出てくるのです。そして「もっと違ったすばらしい世界が私を待っているのじゃないか」と考え、会社をやめていくことになるのではないのでしょうか。

しかし、私は考えたのです。このようないいかげんな考え方で、仮に次の職に就いたとしても、また同じような満たされぬ思いを持つ事になると。変化のない生活に価値を見出せないのは実は私自身の責任ではないだろうか。私たち女性には、職場が結婚までの一時的な腰掛けであるとの考え方が強く、少しばかりいやな事があっても、「どうせ少しの間だから」とがまんする傾向があるように、自分の価値を自分で創り出すのではなく、「いつかすてきな人が私をつれだしてくるだろう」と、他人に責任を押しつけてしまうようです。

私は「私の力で私の生活を意義のある面白いものにしなければならぬ」と思いました。サークルに入っただけでよかったと思えるように、自分を主張していい、その事がすべてを解決するとはいえなくても、少しでもイトグチになる、と私は思うのです。



年少労働者の教育訓練について

小 宮 登

(日立製作所電力工場勤務員)

高校進学者の激増はめざましく、中学卒業後直ちに就職する者は、都内でいえば、クラスで一、二名という現状である。

採用の行き詰まりから、後期中等教育を終え(企業内では、知識教育をする必要のない)、給源としても豊富な高校卒業者を技能者として採用する企業も増大している。

最近の日経連の調査によると、高校卒業生で技能者となる者の数は、技術者の数を上回っている。技術革新により、調整作業といった、技術と技能の中間にある、中卒より高卒向きの職種が年々多くなってきたことも事実であるが、給源の狭小化から、従来技能者となる者は中卒と考えられていたのが、年齢が三歳後にずれて高卒になってきたという一般的傾向を示すものである。

しかし、技能者を全面的に中卒者から高卒者に切りかえることはできない。企業経理的な面はさておいて、技能面から考えると、高度に熟

練を要する職種は依然として残っているし、むしろますます高い精度を要求されている。そのため長期の訓練を若い時から実施する必要がある。また、現場の中堅者の育成も大切である。給源がこのように狭められつつある中で、企業がなお能力・適性のある中卒者の採用に努力しているのはこのためである。一方、作業単純化はますます進められ、技能習熟をそれ程要しない作業も増している。年少労働者、女子労働者で単純作業に就く者は多い。

一、技能者養成の目的

現在わが国で行なわれている技能者養成について、その目的を大別すると次のようになる。

(一) 中堅技能者の養成

技能者養成所をもつ大部分の企業は、中堅技

能者の育成を柱にしている。中堅技能者の確保により、人員構成にいかなる変動をうけようとも、技能水準を維持することができる。

(二) 熟練技能者の養成

特定の職種について、熟練技能者の養成だけを目的とするもの。多くの事業所をかかえている会社では、通常中央にトレーニングセンターを設け、集中訓練している場合が多い。

(三) 知的レベルの高い監督者の養成

非常に少ない例である。実務を下請業者にまかせている電力会社の社員養成所などこれに当たる。実務教育では、公教育ではもの足りない面を掘り下げ程度の高い教育を実施している。

二、技能訓練の基準

企業内における教育訓練の基本的な実施法は、O.J.T. (On the job training) であって、仕事を通じて直属の上長より教育を受けるものである。

しかし、担当する業務についてだけでなく、関連する技能ならびに知識を幅広く習得し、基礎を固めるといふ見地からは、O.J.T. だけでは不十分である。そのため、技能者養成の制度および施設を有し、技能者養成所として体系づけている会社が多い。

(一) 認定事業内訓練

大部分の技能者養成所は、職業訓練法による認定事業内訓練を実施している。施設ならびに教科内容に一定の枠が定められ、訓練の水準を保つとともに体系化しやすい。大企業にあって

表 1. 教 科 課 程

※ 1. 専門科決定：入所6か月修了時
2. 仮配属：2年修了時

区 分	学 年	一 年		二 年		三 年		計
		機械	電機	機械	電機	機械	電機	
学 科	普 通 学 科	社会史語語学理楽育意学全要	48	48		48		144
		本 国 英 数 物 音 体 製 品 大 営 大	48	48		48		48
		計	48	48		48		144
		社会史語語学理楽育意学全要	96	48		48		192
		本 国 英 数 物 音 体 製 品 大 営 大	96	48		48		192
		計	240	144		96		480
		社会史語語学理楽育意学全要	96	96		96		288
		本 国 英 数 物 音 体 製 品 大 営 大	48	96		96		288
		計	96	96		96		288
		社会史語語学理楽育意学全要	48	48				48
		本 国 英 数 物 音 体 製 品 大 営 大	48	48				48
		計	24	48				24
		社会史語語学理楽育意学全要				96		96
		本 国 英 数 物 音 体 製 品 大 営 大				96		96
		計	888	528		528		
学 科	専 門 学 科	図学・**現象材料論定備械用加工工理業材料械般学作	96	96				192
		図学・**現象材料論定備械用加工工理業材料械般学作	48	48				96
		図学・**現象材料論定備械用加工工理業材料械般学作			48			48
		図学・**現象材料論定備械用加工工理業材料械般学作			48			48
		図学・**現象材料論定備械用加工工理業材料械般学作			48			48
		図学・**現象材料論定備械用加工工理業材料械般学作	96	48				144
		図学・**現象材料論定備械用加工工理業材料械般学作			48			48
		図学・**現象材料論定備械用加工工理業材料械般学作			48			48
		図学・**現象材料論定備械用加工工理業材料械般学作			48			48
		図学・**現象材料論定備械用加工工理業材料械般学作			48			48
		図学・**現象材料論定備械用加工工理業材料械般学作			48			48
		図学・**現象材料論定備械用加工工理業材料械般学作			48			48
		図学・**現象材料論定備械用加工工理業材料械般学作			48			48
		図学・**現象材料論定備械用加工工理業材料械般学作			48			48
		図学・**現象材料論定備械用加工工理業材料械般学作	96					96
実 習	基 礎 専 門	習 習 習	864					864
		習 習 習		960	960			960
計	計	計	2,112	2,112		1,440	1,440	6,336

訓話 1年時24H H・R 2,3年時各48H 美化実習 2年時48H

注) * 溶接・研削・切削

** メッキ・塗装・ワニス処理・絶縁・表面処理

は基準を大幅に上回っているところが多い。

(一) 各種学校

企業の必要性と考え方から、独自の教科課程をつくっており、職業訓練法により、各種学校の方であるもの。

(二) 定時制または通信制高校との連携

昭和三十七年学校教育法の一部改正があり、事業内訓練と高校との連携が認められ、この制度による施設は増加しつつある。

特に、12チャンネルによるTV通信制工業高校へは、各企業から一年～三年（四年は空席）に合計四、九三一名と多数の技能者が入学している。

四、その他一般訓練

三、技能訓練受講者の選抜

最初から一般技能員と区別して募集し、養成員として採用する場合と、一般従業員として募集した中から、適性・能力をみた上で選抜する場合がある。前者が一般的に行なわれている。

四、技能訓練の教育内容

認定訓練の指定をうけ、機械工と電機組立て工を養成している実例をあげる。

(一) 教科課程

教科課程は表1のとおりである。業種の性格から、学科時間が職業訓練法の基準よりかなり多い。

(二) 教科の進め方

a、学科 技能者養成所に集合して行なう。

一年次は毎日午前中、二年次以降は学科と実習日がわかれる。

b、実習

一年

養成所にて基本実習
まず共通の実技を行ない適性の把握をし、実習科目を決定する。

二年

実技科目により配属職場を決定、配属職場内でどの職種にむくか検討する。

三年

職種を決定し専門的に取り組む。

c、特別教育活動
技能者養成所の修了生は、職場の中堅者になることが期待されているので、人間的な完成も望まれる。この目的を達するため、幹部訓

話、社内他工場見学、科学技術館をはじめとする社外施設見学、富士または磐梯国立青年の家による合宿訓練等が実施されている。課外活動については文化、体育活動とともに高校と同じである。

五、単純作業・女子作業者の育成

以上述べてきた技能者養成の系列の外に、単純作業者の育成がある。

単純作業者については、特に訓練をする必要はなく、仕事を通じて訓練を実施すればよいという考え方もある。しかし、製品の質を高く維持することはいまでもなく、新入者教育に要する上位技能者の教育時間をできるだけ少なくするという観点から、最少限の実技訓練が実施される。

この層に対しては、安全心得、一般製品知識、技能者としての考え方が大切である。

4月～5月	6月～3月
学 科 184H	専門学科教養 2H/週
基本実習 184H	一般社会教養

一般に短期養成、別科、選科等と呼ばれ、技能者養成所が、三年の認定訓練を行なうのに対し、数か月または一年くらいの訓練を行なう。

短期養成の一例をあげると、最初の二か月は集合教育で、基礎知識・基本作業法を習得する。二か月後、総合的に適性を判定して、職種を決定し、配属する。以後一年間専門学科と一般社会教養を週二時間ずつ実施するものである。

女子作業者については、単純作業者とはほぼ同じであるが、集中教育は、社会人としての心構えと、基本的な業務知識・動作を教えるにとどめる。その後直ちに職種を決定し、配属する。実習は各現場で、作業に応じて実施される。女

子作業者に対しても社会人としての教養の充実という見地から、一般教科科目、すすんでは、定時制高校と連携して学園を作る会社もある。文化・体育活動では華道・茶道・絵画等いずれも相当高度まで習得できるようにしている。

以上の通り、年少労働者が職場で、また職場に配属される前に受ける訓練の形は様々である。業種によっても異なるであろうし、企業の技能者管理に対する考え方によっても異なる。

六、年少労働者教育訓練上の問題点

年少労働者を実際に訓練する立場にある者として痛感することは、進学率の増加に伴い、良質の素質ある者の採用が困難になってきたこと、今後ますます高度技能者の養成は難しくなるであろう。また、実教的テキストが欠如していることも指導上不便を感じる点である。技能訓練においては、理論と実感が不即不離の関係にあるから、将来ともハンドブックとして使用できるような教科書の出現が期待される。

技能者養成を低調なものにしている原因として、技能に対する認識の甘いこと、技能者のみならず、世間一般に技能に対する尊重の念が薄いことも挙げなければならない。

年少労働者を扱って、つくづく感じること、は、年齢的に自己が固まらず非常に難しい段階にあることに加えて、社会教育の基礎すら備えていないことである。まず、家庭的躰から始めなければならない。

端的に言えばこれが問題点であろうか。

七、年少労働者の学歴、処遇について

教育訓練の問題と密接な関係もつものに人事処遇の問題がある。原則としては、社内外を問わず教育訓練を受けたからといって直ちに処遇に結びつけるということはない。教育訓練の成果が業務上の実績に結びついた時に処遇されるということである。

近年、職務給の導入がすすみ、賃金は就いてある職務について支払われる割合が多くなってきた。技能が秀でており、職務に要する知識・経験があれば上級の職務に進むし、能率も高いわけであるから、教育訓練された効果は、自分に必ず戻ってくるといえる。

一例として、技能五輪その他で優秀な成績を納めた者およびその指導者は、職場においても高精度の製品を、高効率でこなしているため、処遇も高く、社名を高めたという名誉のため、特別の褒賞も受けている。そして将来とも、中堅技能者または指導者として期待されている。

技能の指導者としては、技能が優れているだけでなく、技能要素の分解、指導法の考案、技術面とのかね合い等、専門知識を含め、まさに技術と比肩される高さが要求される。ここで要求されているのは学歴ではない。産業人として、社会人として認められる人とは、業務を通じて、社会生活を通じて日々向上を心がけている人であって、人生の一時期を学校で送ったか、会社で送ったかによるものではない。

年少労働者福祉員の活動状況

年少労働課

労働省では、昭和三十三年から中小企業団体を対象として、「年少労働者福祉員」の設置を勧奨してきている。発足当時の福祉員数は二、三二二名（昭和三十四年三月）であったが年々増加し、四一年九月一日現在には二〇、一六三名となった。

年少労働者の七割が中小企業に雇用されている。これら年少労働者の健全な育成をはかることは年少労働者自身にとつてはもとより中小企業の繁栄につながる問題であり、年少労働者の特質をよく理解し配慮した福祉活動をすすめて行くことが必要であろう。中小企業団体が年少労働者の福祉活動を自主的に進めて行くには、団体内部に福祉活動を推進してゆくための中心となる人をえらび、その人が運営上の相談を受けて指導援助をおこなうことが必要とされる。活発な福祉活動を行なっている製造業関係の中小企業団体、商店会・問屋街の状況をみると、必ず中心となって熱心に活動している人がおり、関係官公庁と連絡をとり、所属する団体の事業場に呼びかけるなどして福祉活動をすすめている。

以上のような実情を検討した結果、労働省では中小企業における年少労働者の福祉増進をはかるために年少労働者福祉員制度をすすめることにした。「年少労働者福祉員」は、商工組合・中小企業協同組合・商店会等の中小企業団体が傘下事業所の年少労働者の福祉のために中心となって活動をされる方を、自主的に設置し、労働大臣から福祉増進を期待して奨励状が交付されている。

一、最近の活動状況と問題点

年少労働者福祉員の活動状況は幅が広く多彩な活動が各地でなされている。婦人少年局が把握した最近（昭和四〇年）の活動状況は次のとおりである。

○年少労働者のグループ活動の指導援助

（六・四％）

○年少労働者資質向上のため実務講習や教養講座の開催等

（二五・三％）

○使用者等に対し年少労働者の使い方に

ついての啓発

○週休制や一斉閉店、最賃制の実施等労働条件の改善、各種社会保険への加入

促進

（四・七％）

○年少労働者や使用者等の年少労働問題の相談の受理指導

（一・九％）

○映画鑑賞会・各種運動会等のレクリエーションの実施

（二四・五％）

○新入社員歓迎会や優良従業員表彰など年少労働者の激励会等の実施

（一四・〇％）

○共同給食施設・共同宿舎・山の家等の施設の充実

（三・六％）

○興業組合等に働きかけ、年少労働者のために映画館の入場料金の割引を実施

（〇・五％）

○年少労働者の声をきくための座談会や調査の実施

（四・一％）

○福祉員制度の普及徹底

（二・四％）

○その他

（六・〇％）

計

（一〇〇・〇％）

福祉員数が増加し、地域における共通な問題を合理的に解決することが必要となつたので、婦人少年局では昭和三十八年から年少労働者福祉員連絡協議会を開催し、福祉員活動への助言援助を行なうことにした。

ところで、現在では婦人少年室主催の連絡協議会以外にも、福祉員が連絡のための自主的組織として、地域単位につくった年少労働者福祉員会が各種の福祉活動を実施しているところもある。例えば三重県のM市では福祉員が「M年少労働者福祉員会」をつくり、地区内の勤労少年ホームにおいて毎月例会を開き、ホー

ムの実業を援助する他、年少労働者の福祉のための諸活動を行なっている。このように福祉員の活動が活発なところでは、必ず中核となって事業をすすめている若手の福祉員がいることが注目される。

近年、中小企業においては年少労働者の教育訓練・レクリエーションについて地域の事業主が共同して実施する例が目につくようになった。こうした気運になると、日常生活において勤労青少年が気がねなく使用できる公的施設が必要になつてくる。このような施設として、勤労青少年ホーム、公民館、青年の家などが利用されているようであり、これらの施設の運営と福祉員の活動とが円滑に行なわれているところもあるが、今後に期待するところもある。福祉員活動と施設の活用は今後の課題とみられる。

なお、昭和四〇年より労働省においては中小企業集団を対象に労務管理改善事業がすすめられることになり、福祉員の活動はこの中小企業労働対策の推進と関連をもたせながらすすめることとなつた。この点もこれからの福祉員活動の課題となっている。

二、福祉員連絡協議会の開催状況

（事例）

既に述べたとおり、福祉員連絡協議会が婦人少年室の主催で開催されることになつており、東京（八王子）、佐賀（唐津）

の会合に本省係官が出席したので、その概況を述べることにする。

(1) 八王子地区年少労働者福祉員連絡協議会について

八王子は昔から織物で有名なところである。この地域の福祉員の活動は織物工業組合の福祉員がまとめ役となつて、染色加工協同組合、商店連盟、クリーニング協同組合の方々に呼びかけて福祉員の活動を行なっている。

福祉員連絡協議会は去る八月二三日、八王子繊維貿易会館で開催された。出席された福祉員は前述の織物工業組合・染色加工協同組合などの方々である。

当日の懇談内容は次の通りである。

○勤労青少年の健全育成について

○勤労青少年の交通事犯の防止について

○勤労青少年の修学の問題について

以上三の議題があげられていたが、勤労青少年の余暇善用の立場から、「東京都八王子青年の家」副所長佐々木眞氏から、青年の家利用などについて有意義なお話を伺い、意見交換を行なったので、話題は「勤労青少年の健全育成」に集中した感がある。この日の懇談のなかでの問題点は次のとおりである。

△まず年少労働者の定着を！
年少労働者の健全育成以前の問題として、何とかして三年くらいは定着してもらつた方法はないものかとの声が高い。この原因として、両親の態度、学校の指導

が問題となった。就職に際して「いやなことがあれば、いつでもやめて家に帰っておいで」という両親が多くなっているとのこと。また、学校の先生は大会社に就職させればよいと考え、大会社に就職できなかった頭の弱いものを中小企業にまわす。気にいらぬことがあつても、技術が身につくまではがまんすることも必要なので、この面から、昔の職人の養成のよい面を見直してほしいし、生徒の適性を考え、中小企業に人材を送ってもらいたいとのことである。

ところで、明るい話題も提出された。最近二、三年の傾向として将来のことを考えれば、中小企業でよく面倒をみてもらうほうが、大企業にいれるよりもよいのではないかと考えから、本人の適性も検討の上、優秀な者をまわしてくれるようになったとのこと。ともあれ、まず、年少労働者を確保し、いかに定着させるかが会議に出席した福祉員の共通のなやみであった。

△余暇善用について

中小企業団体の役員をしているある福祉員は、一般的にいつて中小企業の経営者は青少年の余暇善用についての関心がうすいことを指摘された。とくに従業員五〇名以下の事業場では青少年の余暇は「のぼなし」になっている。午後五時に仕事が終わる、入浴・食事のあと就寝までの時間はかなりあるわけで、有効に使わせることが必要だ。青少年はスポーツに

関心があるので、ピンポン・バレーをすすめているが、これだけではすぐあきてしまう。何かよい方法を研究したい。また、織物関係は女子が多く八割を占めているが、異性との健全な交際の場がないので困っているとのことである。

染色関係のある福祉員の意見。「余暇については、平素、ボーリング・将棋と気づかいする上、季節がかわれば、夏はプールへつれていくとか、秋はぶどう狩りと気づかいする。今の青少年は一本だちになる気がないから娯楽を求める傾向がみられるが、すぐあきてくる。かたいことを言えばすぐやめられる。余暇を研究的なことや、資格を得るための講習などに使うことが望ましいと思ひ、自動車運転についての講習会、ボイラー実技講習会などに積極的に出席させるようにしたところ、さつさと転職してしまつた。その結果、染色の仕事に従事するものは、六〇歳、七〇歳の高齢者が目立ち、養老院の感がある。何とかして、若年者を確保したいと思ひ、その意味では工業試験所の染色関係講習会に余暇を使うのはよい。

大まかにいつて、この地域の年少労働者の余暇の使い方は、男子はスポーツ、女子は和洋裁・お茶・お花などのおけいこととで、使用者は何らかの援助をしているというのが実情のように見うけられた。

△交通事故の防止について

織物関係の事業場では女子が多く、若年男子が少ないことから、交通事故については現段階においては、問題がないようにみうけられた。総じて交通事故を起こすものは、あらっぽい性格のものが多くいと染色関係の福祉員は言われた。

商店連盟の福祉員は交通事故を未然に防ぐことがのぞましいので、無免許運転の対策を実施している。無免許運転は講習所の費用がかさむことにも関係があるかと思われるので、商店連盟が講習所に交渉し、身分証明書をもっていけば月賦で講習がうけられるようにし、従業員に喜ばれているという。

(2) 唐津地区年少労働者福祉員連絡協議会について

唐津は「唐津焼」と「唐津おくんち」など焼物と観光で知られたところである。この地域の福祉員の活動は唐津青年会議所の福祉員が中心となり、鉄工組合、理容組合、医師会、商店街などの方々が参加し多様な活動がなされている。

唐津地区年少労働者連絡協議会は去る九月九日、唐津商工会議所会議室で開催された。出席された福祉員は前述の青年

会議所・医師会・商店街など二十数名である。青年の方が多いため、なかなか活気にあふれていた。この外の出席者は波多江唐津労基署長、平尾唐津労政事務所長などである。

当日の話題は次の通りである。

○グループ活動の推進について

○福祉活動の実施計画

○国内視察の報告と問題点

この会議の所要時間は約二時間半にわたったので、興味ある多くの話題が提出されたが、紙数の関係からとくに問題となつたことについて概要を述べることにする。

△施設の活用と基礎教育の反省

はじめに、勤労青少年の健全育成の立場からグループ活動の必要と指導方法などが話しあわれた。例えば、よい会合があるから「いっておいで」だけではだめなので、一月一回の家庭の日（第一日曜）には汽車賃・弁当代（計一四〇円位）をもたせて参加させ、喜ばれているとのこと。上から作られたグループより、自主的なものが長つづきするが、事業主のなかには、生意気にされるとか、ひきぬかれるのではないかと敬遠するものもある。この点についてどうするか。

ある福祉員は、最近公民館の運営委員となり、青少年のグループ活動の場としての公民館の活用を痛感した。事業主にも公民館の活用をPRしたいと言っておられた。

ところで、グループ活動を推進し、リーダーを育ててゆく際の基本的な問題として、学校教育のあり方が問題となつた。ある福祉員は次のように言われた。

「今のような学校教育では職場にきてから再教育をしなければならぬ。つまり、人間を機械の一部のように教育してしまい、自分の労働条件に関心を示すのみで、人間的なものが忘れられている。この点労働省の所管ではないであろうが、基本的な問題として中央において何らかの機会に反映し、是正するように努めていただきたい。」これに対してある福祉員は「基本的な問題をここでいっても解決されない。当面どうするかが問題だ。当面の問題としては地方産業を皆の手でもりあげていくという気運をつくり、そのなかで、グループ活動をさかんにさせていくのも一つの方法と思う」と言われた。

勤労青少年のグループ活動を推進するには、かなり複雑な問題点があるかに見うけられた。

△中小企業集団の福祉活動などへの協力

この地区の福祉員は中小企業集団と密接な関係をもつ方が多いことから、この日の福祉活動については「昭和四一年度中小企業労働対策補助事業実施計画書」を中心に話しあわれた。この計画の「補助事業の内容」のなかで福祉活動五項目のうち、主として年少労働者を対象とする

るレコードコンサート、ソフトボール大会、サイクリング大会、卓球大会の四項目は福祉員が中心となって実施することになっている。

同じくこの計画の補助事業の内容のなかで、講習会は一、二回開催されることになっているが、このうち二回は福祉員を中心とするもので、一回は「在唐津福祉員中スリーピングメンバー啓もう策協議会」もう一回は「カウンスラーを招き活動目標樹立、他地区状況聴取」となっている。

上記計画以外に何かつけ加える点について司会がはかたところ、こちらで考えて福祉活動をきめてしまおうのでなく、今後の参考として年少労働者が何を望んでいるのかを、アンケートによって調査してみようかとの提案がなされた。この意見の賛同者は多く、調査を実施することになった。

△国内視察の報告と問題点

最近年少労働者が多い他地区の中小企業の実情を視察し、労務管理上うまくいっている点を導入するために、福祉員の多くが福岡県のN事業場を視察したので、その状況の報告がなされた。報告によるとN事業場は赤ちゃんのおしめカバーをつくっており、従業員数は三〇〇名（うち女子が大半）で、本製品の全国市場の七割を生産しているという。一時は経営難に陥ったこともあったようだが、労働時間を合理化し（土曜は半日勤務で隔週

に休日）自由時間を多くもてるようにした結果、離職者が減少し、毎年中途七〇名の人員に対し、一〇〇名位応募すること。工場が中学校の附近に設置されており、よい評判が従業員を通してこの中学校にPRされることも応募者が多い原因かも知れないとの意見も提出された。

このように年少者を中心に運営されている事業場においても、将来は高卒を採用しなければならぬとの見通しでその準備がなされているらしいという。

この会合においても、労働市場における若年労働力の不足が問題視されているかに見うけられた。（足立喜美子）

こちらになりましたか

（年少労働関係）

○年少労働の現状—一九六六年—

年少労働一般資料 No. 23

○働く年少者の伸びようとする芽を育てよう—第二〇回働く年少者の保護運動によせて—パンフレット No. 28

私たちのグループ活動



一労働大臣ほう賞受賞の集い

中部志行会の活動

野田 光 治

(中部志行会会長)

「全国の住込みで働く仲間よ手をつなごう」と昭和三十一年、東京の一店員によって、新聞に投書したのが始まりです。投書した当時、住込み生活と言うのは、苦しい連続だったのです。朝起きればすぐ仕事、そして夜寝るまで仕事なのです。こまねずみのように働かされたも

は、苦しい連続だったのです。朝起きればすぐ仕事、そして夜寝るまで仕事なのです。こまねずみのように働かされたも

のです。封建制度と言うのか、今から考えてみると、夢のような気がします。小企業に住込みで働いていると孤独になりがちなのです。心から話す人もなく、友達もなく、ただ働くだけなのです。そうしたことから、なんでも話し合える、そしてお互いに助け合い励まし合える友達を持つと、投書したのです。それが全国の新聞に掲載されたため、全国の住込みで働く仲間から数多くの手紙がきました。手紙には、同じ住込みで働いているため共通の悩みが書かれていました。手紙の内容を紹介してみると、「時間に制限がなく働かされて困る、昼休みに本や新聞を読んでも叱られる、休み時間・休日がない」等、同じ共通の悩みばかりでした。

こうした悩みをガリ版刷りで全国の仲間達に送ったのです。ガリ版刷りを発行しているうちに、近くの人達だけでも集まろうと、会の結成を呼びかけたのです。初めは四、五人で、会場もなく、公園のベンチで集会を開いていました。そして昭和三十一年六月に東京が、昭和三十一年八月には名古屋で会を結成し、会の目的、会の名称、機関紙の題目等を決めました。

故郷を離れて住込みで働く青少年が、思想、宗教、特

定の団体に左右されることなく、お互いに助け合い、励まし合って親睦を深め、自分の立てた「志」の実現を目指して、その名も「志行会」と名づけました。そしてグループ活動を通じて、人間性の向上を計り、一生懸命に学び、一生懸命に遊び、自主性のある、よりよい社会人になることを目的としました。

機関誌の題は「路傍の石」とつけました。山本有三先生のお小説の「路傍の石」の主人公、吾一少年のように、踏まれても、踏まれてもなお生きようとするあの姿のように、また、吾一少年と自分たちと良く似ているからだったのです。

組織の方は、東京志行会が全国に、東海地方を周辺として、中部志行会を発足させました。中部志行会の組織は、会長、副会長、書記、会計、編集部、渉外代表からなり、会の運営をする運営委員会、趣味別にしたクラブを代表する部長の企画委員会、志行会に入会して結婚した人、独立した人、入会して五年以上たつた人達の集まり、志行会OB会から成りたっておりま

さす。会員の出身地は北は北海道から南は鹿児島まで、全国津々浦々から集まっておりますので、各地の方

々から集まっておりますので、各地の方々から集まっておりますので、各地の方

々から集まっておりますので、各地の方々から集まっておりますので、各地の方

々から集まっておりますので、各地の方々から集まっておりますので、各地の方

々から集まっておりますので、各地の方々から集まっておりますので、各地の方

々から集まっておりますので、各地の方々から集まっておりますので、各地の方

々から集まっておりますので、各地の方々から集まっておりますので、各地の方

々から集まっておりますので、各地の方々から集まっておりますので、各地の方

会の活動内容は「遊びまショー」ではスポーツ・山岳・フォークダンス・ハイキング・キャンプ・バスハイク・海水浴等、「学びまショー」では生花・講演会・話し合い等で、お互いの人間関係を深め、新しいものを築くために活発に活動しています。その他文化祭・弁論大会・運動会にも参加、奉仕として施設訪問もします。私たちのグループが主催して行なう年に一度の「住込みで働く青少年の集い」は、同じ住込みで働いている仲間たちを一同に集め、楽しいひとときをすごすため、各関係官庁の後援で開催しております。会員による生活文の発表、文化人の講演、座談会、アトラクション等、盛りだくさんのプログラムです。

会員の勤め先が零細企業のため、生花など教えてもらえませんが、これも私たちのグループで毎月一回講習会を開いて

います。その他、趣味別のクラブを編成、同好会を結成して、活発に活動しております。山岳・スポーツ・コーラス・スケッチ・カメラ・文芸等のクラブがあり

ます。例会の中で二か月に一回、男性の集い、女性の集いも開いています。

会員の交流を計るための機関誌「路傍の石」の最近の内容は、特集記事・文芸・ひろば・例会予定・報告・感想、仲間の紹介等、会員の手によって毎月発行しております。特に特集を重点に発行の一

か月毎に特集テーマを決め、テーマによって原稿を募集しております。特集テ

マによって原稿を募集しております。特集テーマによって原稿を募集しております。特集

テーマによって原稿を募集しております。特集テーマによって原稿を募集しております。特集

テーマによって原稿を募集しております。特集テーマによって原稿を募集しております。特集

テーマによって原稿を募集しております。特集テーマによって原稿を募集しております。特集

マには、将来の夢、十年の計画、非行少年、給料、職場の問題、友達等を取り上げ、身近な、自分たちからみた本当の気持ちをすなおに書いてあります。

私たち中部志行会も発足九年目を迎えて、労働省よりほう賞品が贈られ、会員一同喜んでおります。伝達式には愛知県人少年室はもとより関係官庁の方々、先輩・事業主・報道関係者等が祝いに駆けつけてくれました。その記念に愛知県勤労青少年ホームの中庭に桜の木を植えました。自分たちのこの手で地道に活動し、また、その陰にはいろいろな方々のご協力、ご支援をいただき、心から感謝するしだいです。これからもうけずに、住込み仲間の憩いの場として、教養の場として、より一層活発に活動してまいりたいと思っております。

夜間高校生中心の

“サークル星の友”

佐藤 徹雄
(サークル星の友)

一 会の成り立ちについて

私たちのサークルは昭和三五年の一〇月に仙台に生まれました。経済的に、社会的に弱い立場にある夜学生どうしの集まりとして、お互いに強く生き抜こうと現在にいたっております。仙台には函南

高、県二工、仙工、東北学院、仙台女子高、三島学園と六つの夜間学校があります。当時夜学生どうしの交流の場もなく、閉鎖された夜学生自身の内に全てを求めなければならぬ状況でした。

「これではいけない、夜学生といえども、喜びも、苦しみもみんなと同じように享受する権利があるはずだ。夜学生自身の責任でなく、社会や親の責任からまねいた私たちの弱さを、私たちはなぜ小さく生きて生きなければいけないのか」という同じ考えをもつ数人がまず立ち上がり、さらにその考えを他の夜学生にの心にぶつけることにより、現在のサークルを育てることができたわけです。そして六年の間に〇四〇〇(サークル)に入りながら夜学校を卒業した人達)がたくさん生まれました。これら〇四〇〇の経験を貴重なものとして吸収しながら、在校生を中心とした構成で成り立っております。

二 会員について

会員になりたい方は一・二度例会を見学し、一緒にやりたい意志を持てば、みんなの拍手承認で会員になることができます(但し夜学生か、その卒業生に限る)。現在六〇余名の会員がいますが、四〇名ぐらいが在校生(大学生四人、他は高校生)です。職業は、商店・研究室・役所・学校と、いろんな分野にわたっております。

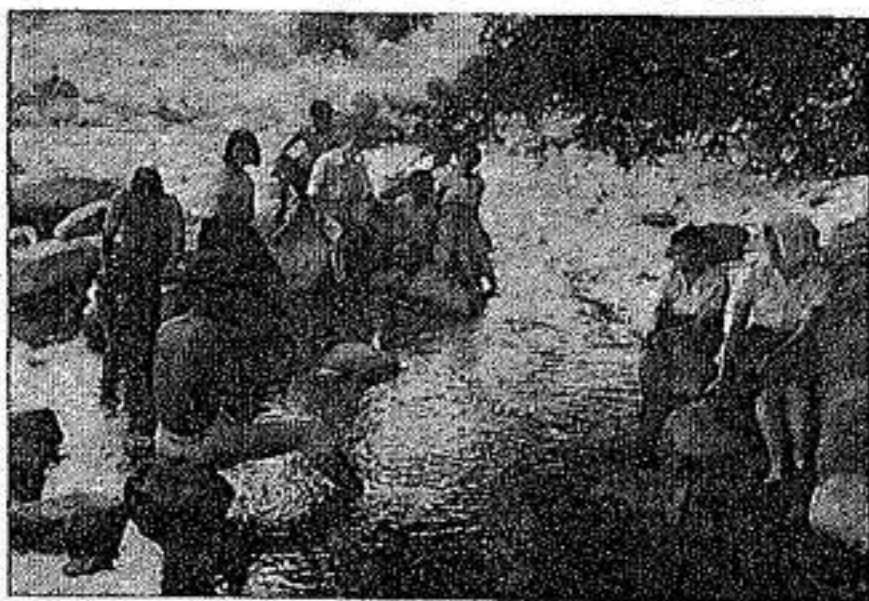
年齢は一五・二五歳で十代の会員が多

く、男女比は五対五の割合です。

三 今までにしてきたこと

夜学生というと陰気くさいとか、世間ずれしているとか、いろんなことをいわれます。事実、経済的に、社会的にいじめられて生きている夜学生は、自己本来の姿をいろんな酸化被膜でおおって複雑な姿を作っています。

私たちは、そういう膜を取り去り、本



一流れに涼を求めての話し合いははずむ一

と同じように社会的に恵まれないけれど、強く生きようとする人々への訪問、仙台サークル協議会主催による文化祭、討論会・研修会への参加、他サークルとの交流等を行ない、自己自身をいろんな角度からみつめ、生活の中からできた悩みを、サークルの場に持ち出し、生活の場へと持ち帰るという考え方、生き方を身につけ、人と接することの喜び、話すことの喜び、共同で作業する喜び等を通じ、総合的に自己を育成し続けております。

四 今後について

会員が増えることにより、今までの全体的な運営方法から分科会の形式による運営が強く打ちだされないと、形式ばった虚勢がはびこり、サークルの存在意義が薄れるのではないかと思うので、運営方法の転換が必要になってきています。そして、会が大きくなっても、夜学生がそこに行けばという期待のもてるサークルに進めてゆきたいと思っています。

夜学生は全国的に少なくなっていくといわれていますが、現実に夜学生は全国にたくさんいます。その夜学生が地域毎にサークルを作り、そのサークルと交流することにより、共に手を取り合って強くこの世を生き抜く足がかりを作りたいものです。

来の自己の姿を追うことを第一目的とし野外活動(ハイキング・キャンプ・フォークダンス・山登り等)、さらに自己の生きる道を強く歩むための話し合い活動(職場・学校・友人・生活上の悩み・矛盾・不合理についての話し合い) 私たち

全国婦人会議出席者の集い

—長野県—

滝沢 歳

かねてから長野県内の全国婦人会議出席者の間で希望していた集いが、婦人少年室及びNHK婦人学級世話人さん方のお骨折りで八月二十四日NHK松本放送局で開催された。該当者十九名中十三名が出席、それに婦人少年室及び世話人の方五名を加えて十八名の集いであった。

まず金川室長さんのご挨拶があり、婦人少年室の最近の活動や問題点等話されたあと

全国会議にとらわれず婦人問題一般について積極的に話し合い、その向上を計ると共に、役所にいるとばかり良いことばかり耳に入り易いが、

せひ生の声を聞かせて欲しいとご希望があった。自己紹介に続いて、どんな問題を持って全国会議に出席したか、その後の生活や疑問について全員の発言があり、大要次のような話し合いを行なった。

一、婦人の出産・育児と勤め
思い切って教職を退き、家庭での

個人指導で収入の道を開きながら子供を育てたという先輩。また、両立させたいと努力しながらも止むなく退職した方。しかもその後、体験した保母生活から、保母数や保育時間から考えて、幼児の保育はもっと母親が責任を持つべきだとの意見が出た。ここで農家の若いお母さんから自分の手で育てられない悩みが出されて、年寄っ子の問題になった。

農家の子育ては祖母の役となっており、母子のつながりが浅いという例が出され、母と祖母の教育方針が通っていれば良くはないかという意見に、姑の立場にある方から子供は五歳までにビシビシ躾けなければいけない。泣いても、わめいても、負けない保育者であるためには張り切った若い人でなければできないことだ。体力の弱くなった姑には無理であるとの体験談が出された。

しかし現実としては、ささやかな勤めを持つ主婦が激増しており、としよりっ子・かぎっ子が増え、家庭の仕事はなおざりにされ、収入は増えながら生活が貧しくなっている傾向が見られる。家庭内職にしても然り。その点、パートタイムで出ている人がまだ比較的うまく行っているとのこと。これを婦人会の問題とし

て取り上げ、短時間に家事をすませるよう家庭管理の工夫をしている前向きの姿勢も見られた。

しかしここで家庭婦人として夫の理解や近所の眼にさらされて、今日のようないや婦人会等に出るとさえずる声の多いとあり、外で習った事を家庭ですぐ実行するとか、家事をしつかりしておいて等の意見が出たが、多少は主婦業が留守になってもスムーズに外出できるようななければ婦人の地位は向上しないとの発言に、多数の方がうなづいていた。

二、全国会議について

A感想

○労働省の方々が心の底から会議員と結びついており、お役所のおにいが全くない一気持よかった。

○自由に発言できて楽しかった。

○女の局長さんの下で男の人も普通にやっている姿が美しかった。

Bその後の活動

○婦人会・グループ等の背景のある人は、休得したものを具体的な生活指導に生かし活躍していたが、それのない人は情熱の吐け口に苦勞したり、友達としつくりいかなくなった悩みを持ったりして、女の気持のせまさを感じた。

○同期会議員同士の結びつきは深く個人的に文通の外、リレーノートで意見交換をしたり、東京会場に再会合の予定のものもあった。

三、婦人週間について

○PR不足との声が強かった。お聞きしてみれば良く手は打ってあるようだが、末端まで徹底させるむずかしさを感じた。

○田舎のおばさまにもわかる率直なテーマを。

○時期は四月の農繁期をさけて二月にならぬか。

四、今後の会の運営について

○地方会議には近くの方が出席して新会議員を励ます。

○全国会議のあと、報告会を兼ねて全員で話し合う。場所・時期については世話役にまかせる。

○婦人学級夏の集いを利用し、話し合いの時間を持つ。

以上の三つを決め、世話役を、全国婦人会議一・二回出席者の吉川・高橋のお二人にお願いし、事務的なことは婦人少年室で引き受けてくださった。自主的な集まりとして発足したこの会が年々新しい会議員を迎えながら、建設的で実践力のある会となつて、婦人の地位向上に役立ちたいと思う。

(資)(料)(室)



年少労働の現状

昭和四〇年

昭和四〇年は、若年労働力に対する需要の伸びなやみにもかかわらず、ひきつづく進学率の上昇等による新規中学卒業希望者の減少により、いわゆる求人難現象が深刻化した。

このような背景のもとに、賃金その他の労働条件はもとより福利厚生等年少労働者をめぐる諸条件の整備・改善の動きも活発化してきたが、年少労働者の短期間の離職にみられるように、職場内外の生活への不適応という問題が注目された。

1 年少労働者の雇用

新規中卒者の就職状況

昭和四〇年三月、中学校卒業者は、二三五万九千人で前年より六万七千人、二・七％の減少となっている。このうち、進学者は一五九万一千人で実数で前年より一万七千人減少したが、進学率では六七・四％（就職進学者を除く）と前年を上回った。このため就職者（就職進学者を含む）は六二万四千人で前年より七万三千人減少している。

就職者の産業別就職状況をみると、製造業に就職したものは三八万七千人で全体の六二％を占め、次いでサービス業一・六％、卸売業・小売業八％、農業六・一％が主なものとなっているが、農業へ就労するものの割合の減少が目立っている。また、六割以上のものが就労した製造業についてその内訳をみると、繊維工業が九万一千人で製造業就労者の二三・七％を占め、なかでも女子は八万六千人で製造業就労者の四三・九％を占めている。これに次いで電気機械器具製造業五万人、金属製品製造業四万四千、機械製造業三万一千人などとなっている。

つきに、就職者の職業別では、男女とも技能工・生産工程作業者が最も多く全体の六三・九％（男六七・八％、女五九・七％）、これに次いでサービス職業従事者一〇・二％（男五・四％、女一五・五％）、販売従事者七％（男六・二％、女七・九％）、農林業作業六・二％（男七・六％、女四・七％）、単純労働者三・三％（男三・八％、女二・八％）その他となつてゐる。

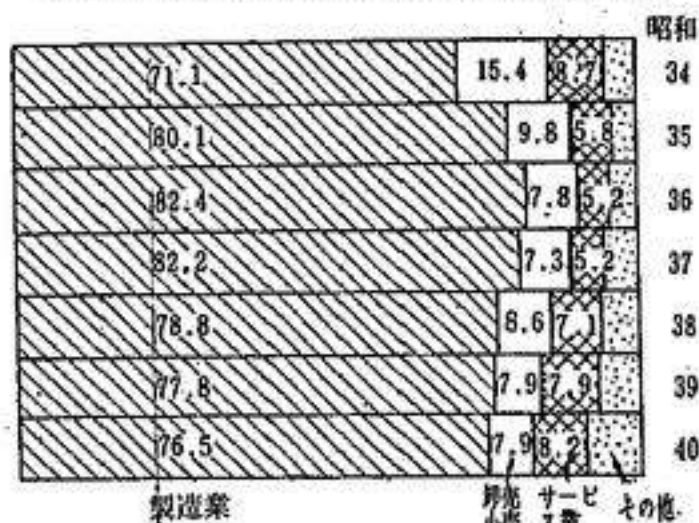
中学校卒業者の職業安定機関を通じての職業紹介状況をみると、求職申込件数は四四万八千件（男二万七千、女二万三千）で三九年より六・三％減少した。これに対する求人は一六六万八千（男七十七万九千、女八八万九千）で、これも三九年より二・六％減少したが求人倍率では三・七倍（男三・六、女三・九）と前年よりさらに高い倍率となっている。

就職者数は四万三千人（男一九万五千、女二万八千人）で三九年より四・六％減少し、充足率（ $\frac{\text{求職申込件数}}{\text{就職者数}} \times 100$ ）は二四・七％（男二五・五％、女二四・六％）と前年より〇・六ポイント下回っている。

求人数及び就職者数の産業別構成をみると、ともに製造業が最も多く、求人数一三二万三千人、就職者数三十一万六千人とそれぞれ総数の七九・三％、七六・五％を占めている。次いで卸売・小売業が求人一三万七千（八・二％）、就職三万三千（七・九％）、サービス業が求人一〇万三千（六・二％）、就職三万四千（八・二％）とつづき、これらの三産業で中卒者を対象とする産業別求人・就職の大半を占めている（第1図）。

つきに規模別就職者の構成は、五〇〇人以上の規模一四万人で就職全数の三四％、四九九人～一〇〇人の規模二二万二

第1図 中卒者の産業別就職者構成の推移



資料出所——労働省「職業安定業務月報」

第1表 規模別就職者構成比推移(%)

	総数	500人以上	100～499人	30～99人	29人以下
昭和35	100.0	23.6	26.6	*1)30.3	*2)19.5
36	100.0	30.2	29.8	*1)27.3	*2)12.7
37	100.0	31.3	32.2	20.8	15.7
38	100.0	27.1	30.8	22.0	20.1
39	100.0	33.1	29.7	19.4	17.7
40	100.0	33.8	29.6	18.2	18.2

注) *1)は15～99人 *2)は14人以下の規模区分

資料出所——労働省職業安定局「職業安定業務月報」

千人で三〇％、九九人～三〇人および二九人以下がそれぞれ七万五千で一八％を占め、規模が小さくなるほど比重が小さくなっている（第1表）。

就職者四万三千のうち、他府県へ出て就職した者の数は一五万六千で、前年より七〇％減少した。この減少は就職件数全体の減少にともなうもので、県外就職率は三八％で依然高い水準にある。県外就職者一五万六千の就業地をみると、京浜が四万九千、東海が四万六千、京阪神が三万七千で、全体の八五％に及ぶ大部分がこれらの三地域に受入れられているが、その出身地をみると、これらの三地域近辺からの受入れ比重が減り、遠隔地からの比重が増大している。これは、企業が工業地帯周辺に拡がりを見せた結果とみられる。

なお、これらの三地域に就職した者の比重は三六年度の六三％から四〇年には五八％と低下しているが、これは企業の地方進出の影響とみられる。

労働基準法適用事業場に働く年少者

昭和四〇年四月現在、労働基準法の適用を受ける事業場は二一七万二千で、前年の九・五％の増加となっている。ここに雇用される労働者は二、六三二万人、このうち年少労働者（一八歳未満）は一五七万人で、前年より三・二％増加している。年少労働者の実数は、雇用労働者の増加にともない、年々増加してきているが、総労働者の中に占める割合は三六・七％、三七年六・五％、三八年六・二％、三九年六・二％、四〇年五・九％と漸減している。

年少労働者の規模別就業状況をみる

第2表 業種別労働基準法適用事業場年少労働者数

区 分	年少労働者	
	実 数	構成比
計	1,567	100.0
農林・水産業	5	0.3
鉱山・建設業	1	0.1
工業（製造業）	33	2.1
	1,043	66.6
（工業のうちおもなもの）	食料品工業	(68) (6.5)
	繊維工業	(242) (23.2)
	化学工業	(79) (7.6)
	金属工業	(106) (10.2)
	機械工業	(125) (11.9)
	電気機械器具工業	(130) (12.5)
	その他の工業	(293) (28.1)
商業	332	21.2
交通・運輸業	45	2.9
保健・衛生業	35	2.2
接客業	38	2.4
その他の	35	2.2

資料出所——労働省労働基準局
昭和四〇年4月

と、三〇〇人未満の中小規模に働く年少労働者は全体の七二・九％で、年次別推移では、三六・七八・三三・三七・三五・五三・三八・七四・七三・三九・七三・三三と年々減少している（労働基準法適用事業場報告）。

つぎに企業規模別に労働者の年齢構成の推移を、製造業男子を例にとってみると、二〇歳未満の労働者は、一、〇〇〇人以上の規模ではその占める割合が大体において横ばい状況にあるが、一、四八人の規模では減少傾向を示している（賃金構造基本調査及び毎月勤労統計調査特別調査）。

また、年少労働者の就業状況を産業別にみると、工業には年少労働者の六六・五％にあたる一〇四万三千人が就労しており、そのうちで繊維工業が二四万二千二人、電気機械器具製造業一三万人、機械製造業一二万五千人、金属工業一〇万六千人が主な就労分野となっている。工業以外では、商業に年少労働者の二二・二％にあたる三三万二千二人が就労し、工業

第3表 産業及び事業所規模別新規学校卒業者の入職者に対する離職者の割合
（昭和39年3月～12月）

産業・規模	計	男子	女子
調査産業	20.5	22.5	18.6
製造業	29.1	33.1	19.7
小売業	20.8	23.4	18.5
流通業	22.6	20.3	25.1
金融業	17.1	2.2	21.8
電気・ガス・水道業	14.8	18.5	11.0
運輸業	13.6	11.4	28.9
サービス業	15.1	16.4	13.3
500人以上	14.2	15.1	13.6
100人～499人	21.0	24.3	18.2
30人～99人	24.6	25.5	23.3
10人～29人	24.1	26.6	26.6

資料出所——労働省「雇用動向調査」

と商業の二産業で全体の約九〇％を占めている（第2表）。

2 年少労働者の離職

雇用動向調査（労働省）によれば、昭和三十九年三月に中学校を卒業して就職した年少労働者のうち、三十九年一月までに離職した者の割合は第3表のとおり二〇・五％で五人に一人は入職後一年たたないうちに離職している。

これを男女別にみると、男子は二二・

五％、女子は一八・六％で、定着性は男子に比べて女子がやや高いといえる。

つぎに産業別に高い順からみると、鉱業二九・一％（男三三・一％、女一九・七％）、卸売・小売業二二・六％（男二〇・三％、女二五・一％）、製造業二〇・八％（男二三・四％、女一八・五％）、金融・保険・不動産業一七・一％（男二・二％、女二一・八％）、サービス業一五・一％（男一六・四％、女一三・三％）、運輸・通信業一四・八％（男一八・五％、女一・〇％）、電気・ガス・水道業一三・六％（男一一・四％、女二八・九％）となっている。

また、事業所の規模別にみると、男女とも小規模になるほど離職者の割合が高くなっている。

3 年少労働者の賃金

年少労働者の求人難などを反映して賃金の上昇は一段と進んだ。

初 任 給

規模十人以上の事業所に雇用された新規中学校卒業生（昭和四〇年三月卒）の初任給は一三、二八〇円（中位数、以下同じ）となっている（第4表）。新規中卒者の初任給は労働力不足で求人難が激化してきた三五年を転機として年々上昇を続けており、三五年を一〇〇とした最近年間の上昇指数でみると男子二二・五、女子二二・九といずれも二倍以上となっている（第5表）。これを性別にみると男子は

第4表 産業、規模別初任給金額

		計					男					女			
		計	500人以上	100～499人	30～99人	10～29人	500人以上	100～499人	30～99人	10～29人	500人以上	100～499人	30～99人	10～29人	
合	計	13,280	13,430	13,260	13,090	12,770	13,080	13,300	13,280	13,060	13,520	13,240	12,850	12,320	
鉱	業	11,270	11,550	12,090	10,530	—	11,720	12,230	10,590	—	*11,080	*10,500	*9,670	—	
建	設	12,840	13,480	12,550	12,820	12,850	13,470	12,710	13,020	12,880	*13,700	10,910	11,060	10,930	
製	造	13,320	13,430	13,250	13,150	13,000	13,070	13,250	13,290	13,410	13,520	13,240	13,010	12,530	
卸	売業・小売業	13,060	13,690	13,050	12,950	13,030	14,000	13,110	13,190	13,420	13,630	12,920	12,710	12,220	
金	融保険・不動産業	12,620	—	12,780	12,480	12,200	—	*13,480	*11,620	12,250	—	12,760	12,500	12,170	
運	輸通信業	13,990	13,060	14,450	13,010	13,190	12,820	14,940	14,000	12,420	13,220	14,230	12,520	13,630	
電	気ガス水道業	13,770	13,510	15,210	*14,710	14,290	13,470	15,430	*14,710	11,500	14,500	*12,630	—	*14,500	
サ	ービス業	11,600	12,780	11,360	12,120	11,310	12,010	11,540	13,400	11,410	15,000	11,270	11,830	11,030	

(注) *印欄の数値は調査対象数が少ないことを示す。

資料出所—労働省職業安定局調べ(第4表～第7表)

第6表 男女別賃金格差

	35年	39年	40年
計	95	96	101
500人以上	100	99	103
100～499人	96	97	100
30～99人	(93)	92	97
10～29人	—	93	94

(注) 1) 男子を100とした女子の百分比

2) ()内は規模区分15～99人

第7表 規模別賃金格差
(500人以上=100)

	中 学 卒		
	35年	39年	40年
500人以上	100	100	100
100～499人	94	102	99
30～99人	(87)	102	97
10～29人	—	102	95

(注) ()内は規模区分15～99人

第8表 きまって支給する
給与の推移
(製造業、規模10人以上計)

年齢	17歳以下	20～24歳	30～34歳
35年	6,721 (100.0)	12,289 (100.0)	22,902 (100.0)
36	8,145 (121.2)	13,757 (111.9)	24,553 (107.2)
37	9,851 (146.6)	15,828 (128.8)	27,246 (119.0)
38	10,698 (159.2)	17,524 (142.6)	29,563 (129.1)
39	12,400 (184.5)	20,000 (162.7)	31,800 (138.9)
40	14,100 (209.8)	22,100 (179.8)	34,700 (151.5)

(注) ()内は35年を100とした上昇率の推移

資料出所

「賃金構造基本調査」35年

「賃金実態総合調査」36年

「特定条件賃金調査」37年、38年

「賃金構造基本統計調査」39年、40年

第5表 初任給の上昇指数(35年=100)

		35年	36年	37年	38年	39年	40年
男 子	計	100	124	152	169	193	225
	500 人 以上	100	117	141	161	180	205
	100 ～ 499人	100	122	148	163	188	221
	30 ～ 99人	(100)	(124)	154	170	196	230
女 子	計	100	122	154	171	190	229
	500 人 以上	100	114	141	159	172	210
	100 ～ 499人	100	119	149	163	185	220
	30 ～ 99人	(100)	(122)	157	174	193	232

(注) 1) 便宜上対前年上昇率を用いて連鎖的に指数に換算したものである。2) ()内は規模区分15～99人。

水道業の一三、七七〇円、製造業は一三、三二〇円で平均どころ、低いのは鉱業とサービス業の一〇、〇〇〇円で、最高、最低の開きは一〇〇対八一となっている。

年少労働者の賃金は、新規学卒者に対する初任給の上昇に伴ない毎年大幅に改善されてきた。これを規模一〇人以上の製造業についてみると、四〇年は一四、一〇〇円で三九年一二、四〇〇円の二三・七％増となっている。これを三五年六、七二一円を一〇〇とした指数で見ると、二〇九・八となり(第8表)、その上昇率は二〇歳～二四歳、三〇歳～四〇歳のそれに比し高い。

4 年少労働者の労働災害

昭和四〇年中に労働基準法適用事業場において全労働者が労働災害によって休業八日以上を要する傷病を受けた件数は四〇万八、三三一件で、このうち年少労働者の件数は一六、九六一件で全体の傷者の件数は一六、九六一件で全体の

四・二％となっている。しかし、全労働者の中で年少労働者が占める割合は八・一％であることから、これを発生率(労働者100人当たり)でみると、一一・五で全労働者の発生率一六・二と比べて四・七の差がみられる。

年少労働者の災害発生状況を産業別にみると、件数では、工業が一二、〇〇二件で最も多く全体の七〇・八％を占め、ついで建設業の二、四八五件(二四・七％)、運輸業の八三六件(四・九％)、貨物取扱業の二九六件(一・七％)、林業の一七九件(一・一％)、鉱業の一一九件(〇・七％)、その他一、〇四四件(六・一％)となっているが、これを発生率で見ると、鉱業が最も高く九一・三を示し、ついで貨物取扱業七八・七、林業七〇・二、建設業六九・一、運輸業二一・五、工業一二・五、その他二・四となっており、件数では最も多い工業が発生率ではその他について低くなっている。なお年少労働者の発生率が全労働者のそれよりも高い産業としては、建設業(年少労働者の発生率二一・五、全労働者の発生率一六・二)と比べて四・三の差がみられる。

働者六九・一対全労働者三六・〇）、貨物取扱業（七八・七対六六・三）、運輸業（二一・五対一九・六）などがあげられる。

5 労働基準監督実施状況

全国三四三の労働基準監督署では、労働基準法の実効を期し監督を実施しているが、三九年四月から四〇年三月末までに定期監督を実施した事業場数は一八万四、四一九で、このうち年少労働者関係法条項の違反のあった事業場は、労働時間に関するもの七、七三五、休日に関するもの四、三六二、深夜業に関するもの七四三、最低年齢に関するもの一、六七四、就業制限に関するもの一、四四七（女子を含む）など約一六、〇〇〇が発見された。

つぎに、年少労働者関係法規に関する違反があるとして労働者から労働基準監督機関に申告があった事業場は一五、〇七四で、このうち労働時間に関するもの六五〇、休日に関するもの二七五、深夜業に関するもの一二四、最低年齢に関するもの四七、坑内労働に関するもの一とになっている。

6 年少労働者の福祉

年少労働者に対する福祉活動は、求人難を背景として活発化してきたが、技術革新の進展や年少労働者の都市集中化など新たな動きの中でその必要性はさらに

高まってきた。

年少労働者福祉員制度

中小企業に働く年少者の福祉の増進を図るため、労働省が三三年以来全国の中小企業団体にその設置を勧奨してきた年少労働者福祉員は、四一年九月一日現在二〇、一六三人に達した。

福祉員の活動は非常に広範かつ多岐にわたっているが、一般に行なわれているものは次ぎのようなものである。なお、近年の傾向として、全国的に福祉員会、福祉員連絡協議会等の組織化が自主的に進められ、この組織を中心に活動する動きがみられる。

○ 年少労働者の仲間づくりやその活動の指導援助

○ 年少労働者の資質の向上を図るための実務講習や教養講座を開設する等教育訓練の実施

○ 使用者やその主婦等に対して年少労働者の使い方等についての啓発

○ 一せいで休体制、一せいで閉店制、最低賃金制の実施等労働条件の改善や各種社会保険への加入促進

○ 年少労働者や使用者からの年少労働問題、生活問題等についての相談の応接とその解決のための活動

○ 映画鑑賞会、レコード・コンサート、各種運動大会等のレクリエーションの実施

○ 興行組合等に働きかけ年少労働者のために映画館の入場料金の割引実

現

○ 新卒者の激励会、新入社員歓迎会等の実施

○ 共同給食施設、海の家、山の家等を設置運営する等福祉施設の充実

○ その他

働く年少者のための福祉施設

労働省が補助金を交付し、地方公共団体が設置運営する「勤労青少年ホーム」は、勤労青少年のための一般教養、趣味、娯楽、レクリエーション、グループ活動等余暇善用の場、いこいの場さらには生活相談等の場ともなるものであるが、四〇年度までに全国三三か所設置されており、ひきつづき四一年度において一八か所の建設が計画されている。

このほか、年金福祉、中小企業退職金共済、雇用促進の各事業団の融資によって企業または企業団体による福祉施設の設置が進み、住宅をはじめ体育・教養・文化・娯楽・給食等の諸施設が設置されている。

7 年少労働者の教育訓練

四〇年度における一五～一七歳の青少年の教育訓練機関在籍状況をみると、第9表の示すように高等学校をはじめ各種学校・青年学級・公共職業訓練所・事業内職業訓練所等に在籍する者は全体の七六・二%で、これらの教育訓練機関のいずれにも在籍していない者は二三・八%となっている。

第9表 15～17歳青少年人口の教育機関在籍者状況（昭和40年度）

	実数	構成比
①15～17歳総人口	7,146千人	100.0%
②高等学校以外の教育機関在籍者総数	616	8.5
各種学校	429	5.9
青年学級	67	0.9
公共職業訓練所	35	0.5
事業内職業訓練所	60	0.8
その他	25	0.4
③高等学校在籍者数(全日制・定時制)	4,834	67.7
④教育機関に在籍していない者の数(①-(②+③))	1,696	23.8

(注)「その他」は社会通信教育・勤労青年学校である。
資料出所—文部省調

教育機関に在籍しているものの内訳は、高等学校（全日制・定時制・通信制および別科に高等専門学校を含む）六七・七%、各種学校五・九%、青年学級〇・九%、公共職業訓練所〇・五%、事業内職業訓練所〇・八%、その他（勤労青年学校・社会通信教育）〇・四%となっている。

しかし、一方、中学校を卒業したまま教育訓練を受けていない者がまだ一六九万人（二三・八%）もあり、この大部分は各方面に就労している年少労働者であることを考えれば、無視することのできない大きな問題の一つといえよう。

をもっている。前歴一回は一割、二、五回迄が五割、六回以上のものが二割あり、その中には二〇回以上に達するものもわずかながらみられる。

(出稼期間予定) 三か月未満のものは一割のみであり、三、六か月迄が六割と大半を占める。六か月以上のものの大半は九か月までである。

2 出稼者と留守家族との連絡状況

出稼者と留守家族との間に、どの程度の緊密な連絡がとれているかについては、次のような点がみられる。

(1) 文信の状況

○ 出稼者と留守家族との間の文信は出稼期間によって異なるが、月一、二回の頻度で行なわれているものが、五〇、八〇%をしめている。中には出稼期間中交信のないものもあったが、それは家が近いので時々帰るといふものなど、家との連絡が全くないというものは少なかった。

○ 夫の連絡先について妻が分らないと答えているものが若干あるが、その中音信不通のものは一件のみで、他は出発後、日が浅く連絡まちのものなどである(これらは職業安定所をおさず縁故で就職したものである)。夫の出発前に連絡先が明らかでなくとも、また夫の居所が不明であっても送金さえあれば妻は大して気にしていない風がある。

(2) 夫の帰省

○ 出稼者の約三分の二は、出稼期間の途中で休暇等により帰省し、また帰省する予定であるとしている(表2)。

表2 夫の帰省

総数	今出稼中央の帰省の有無				夫の帰省についての妻の希望				
	帰る	帰る予定なし	わからない	無回答	帰らなくてもよい	帰ってもらいたくない	どちらでもよい	その他	不明
316	77	131	77	30	1	107	38	47	13

(留守家族調査)

(注) 「夫の帰省についての妻の希望」のうち「帰らなくてもよい」「その他」の中には「路銀があるから帰る必要なし」「帰ってほしいが費用がかかる」と答えたものがある。

(3) 夫からの送金

○ 出稼者の約七割は出稼期間中留守宅に送金しており、約四分の一は途中送金によらず、出稼期間満了後持ち帰っている。途中送金の頻度は、送金するものの約半数が月一回程度で、あとの半数はそれ以下である。

○ 今出稼によって家に入れると妻が期待している平均金額は一世帯あたり九四、四二二円で、これを一月あたりにすれば一八、五二二円である。出稼者である夫に対して家に入れる予定金額をきいた結果は、これより多少多

表3 金の使途

総数	営農資金	生活費	教育資金	家屋修繕費	借金返済	税金納付	貯金	別にあてなし	その他	わからない	無回答
316	46	153	134	41	46	11	37	6	4	2	1

(留守家族調査)

(注) 1人で2項目以上答えたものがあるので、合計は総数と一致しない。

○ 金の使途として、約九割の妻が生活費にあてると答えている。また、こたえても、日常の生活費、子どもの教育費とこた

えたものが多い(表3)。営農資金にするもの、借金返済にあてるものはそれぞれ一五%で、貯金と答えたものは一二%である。夫の答えでは営農資金に使うというものが妻よりも多い(三〇%)。

3 出稼が家庭に及ぼす影響

夫が出稼をしていることによって、妻および家族はどのような影響をうけているかを、妻の精神的・肉体的負担、子どもへの影響などからみて、次のような点が注目される。

(1) 妻にかかる負担

○ 夫の出稼によって、留守をあずかる妻には、営農、家事、地域社会における責任が大きく加わっている。たとえば、ふだん(夫の在宅時)営農計画を主となっていた行なっている妻は一割余り

(家族の誰かとともにしているものを含めれば二割)あるが、夫の出稼中は七割近くがその責任をとることになり、農作業においては、ふだん三分の一程度の妻が中心となっていた行なっているものが、夫の出稼中は八割の妻が中心となっていた(表4のイ)。

財布をあずかっていた妻は、ふだんは半数であるが、夫の出稼中は七割の妻が家計の責任をとっており、家の代表としてつきあひに出る妻は平素は三割に足りないが、夫の出稼中は七割以上のものがつきあひに出ており、家の大事なことをきめる人としては、ふだんの二割でいいとか、出稼中は六割五分とその増加が目立っている(表4のロ)。

また地域社会における公的・半公的役割を夫に代って引きうけなければならぬ妻も約二割ある(表4のハ、ニ)。

(2) 子供への影響

○ 小・中学生の子供をもっている妻の半数近くは、夫の出稼が子供に何らかの影響を与えているとみている。影響の内容は、「手つだいをよくするようにになった」「しっかりと相談相手になるようになった」などよい面と、「勉強しなくなった」「わがままになった」などの悪い面の両方が半ばはしている。夫の方はかなりの者が、子供のしつけや教育の面で非行化のおそれはないかなど心配している。

○ 職場の生活については、労働条件（賃金・時間・休日・安全衛生など）の向上、各種社会保険の適用、および福利厚生面の改善をのぞむ声が出てお

婦人に関するうき（七月、八月）

（七月）

【婦人をめぐる社会のうき】

○ 文部省は今春の大学卒業生の就職状況を発表した。卒業生総数、二二万六千人から一万人を抽出調査したもので、女子の就職決定率（就職希望者に対する就職決定者の割合）は、七八・九％（男子九五・一％）と前年の八二・一％を下まわった。また女子初任給の平均は民間企業の場合、四年制大卒で二三、六三〇円、短大卒で一九、一二〇円であり、過去四年間の初任給のふえ方をみると男子に比べて女子の伸びが大きく四年制大・短大とも四七％（男子はそれぞれ四〇％、四二％）となっているが、実額ではまだ男子より一、三〇〇円程度低い。（一三日）

【婦人をめぐる社会のうき】

○ 選挙法改正運動協議会（全地婦連、主婦連、婦人有権者同盟、青年団体等八団体で組織）では一日、さきに選挙違反容疑で起訴猶予になった小林章議員の復党に関して復党理由を公表するよう自民党幹事長に申し入れた。また、この事件を審査していた東京第二検察

り、日常生活では多くのものが、身のまわりの始末が面倒で困るとのべている。

審議会が起訴すべきであると決論を出したことは当然であるとして、国民世論を十分考慮し慎重に再検討するよう東京地検に申し入れた。（二〇日）

○ 生産者米価の決定をめぐる婦人団体のうきで主なものは、

・ 婦人団体協議会活動連絡委員会（全地婦連、婦人有権者同盟、日本看護協会等で組織）は米価審議会長に対し、○生産者米価の不明朗な政治加算を排すること、○消費者米価の値上げは行わないこと等の内容の要望者を提出した。（二日）

・ 主婦連合会は食糧庁長官に対し、○米価審議会の委員には国会議員を加えぬ等、そのあり方を再検討すること、○消費者米価を値上げしないこと等の要望を行なった。（七日）

・ 消費科学連合会では、生産者米価決定のいきさつはきわめて不明朗であり、消費者米価への影響を考えると非常に不安であるとして、米価についての意見を問う公開質問状を衆院の各党議員に提出した。（二七日）

○ 総評主婦の会第七回定期大会が静岡県伊豆長岡で開かれた。今年の運動目標

として、・お父さんの生命を守るための反合理化運動をすすめる・内職なしでくらする大幅賃上げをかちとる・保育所をより多く増設させる等六項目をきめたほか、会長に横田テイ氏を再選した。（七、八日）

【婦人をめぐる社会のうき】

○ 通産省は昨年一〇月発足した消費生活改善苦情処理制度に基づき各通産局、消費生活モニターが調査した、工業製品についての苦情と処理状況を発表した。苦情五二九件のうち、家庭電気器具関係が九三件で最も多く、ついで衣服など繊維製品の九〇件、食品の七五件などで、日常生活に関係の深い商品への苦情が目立っている。（三日）

○ 労働省は「製造業における女子パート

タイム雇用個人調査」の結果速報を発表した。これによると、年齢階級別には最も多いのが三五～三九歳の二七・一％、ついで四〇～四四歳の二〇・九％と中高年齢層の占める割合が高く、また配偶関係別では既婚者が九七・三％を占めており、このうち小学生児童をもつ家庭での児童の保育状況をみると、約三八％が誰もめんどろみる者

がいない状態である。（九日）

○ 厚生省人口問題研究所は「わが国世帯数の将来推計」を発表した。これによると世帯数は四〇年の二、四〇八万が六五年には三、〇七八となり、そのふえ方は人口増加率の約三倍で、核家族化の進行が予想される。また世帯規模は四〇年の四・〇八人が六五年には三・一一人に縮小するとしている。（二二日）

○ 厚生省は昭和四〇年簡易生命表を発表した。これによると女の平均寿命は七二・九五歳（男六七・七三歳）で前年より〇・〇八歳（男〇・〇六歳）伸びているが、例年に比べ伸びが少ない。この原因としてインフルエンザによる老人の死亡などが多かったことをあげている。（二六日）

○ 労働省は婦人参政二〇周年記念行事として、婦人の地位に関する国内委員会を開催した。「明日の婦人のために」婦人の地位の現状と展望を主題とし、家庭部会では、家庭生活の変貌と婦人の立場などを、社会部会では、社会福祉と婦人の活動などを、職業部会では、婦人の生活周期の変化と経済活動などを部会テーマに研究討議が行な

われた。会議員は川島武宣氏（東大教授）、西清子氏（評論家）、江上フジ氏（NHK考査室長）、中鉢正美氏（慶大教授）、松原治郎氏（東大助教授）、伊藤昇氏（津田塾大教授）の民間有識者及び婦人団体・労働組合、その他民間諸団体の代表約二〇名。

（二二、二五、二九日）

○労働大臣の諮問機関である婦人少年問題審議会の今年度初の総会が開かれ、会長に田辺繁子氏が再選された。

（二三日）

【婦人の組織活動】

○日本婦人有権者同盟主催の婦人経済セミナーが東京の婦人会館で開催された。第一日は講演「消費者保護と公正取引委員会の役割」（公正取引委員長、北島武雄氏）、第二日は野菜・魚等の物価についての調査報告に基づく研究討議が行なわれ、第三日はハム工場などを見学した。

（二日、四日）

○選挙法改正運動協議会（日本婦人有権者同盟、主婦連合会、理想選挙普及会等九団体）はさきに脱税容疑で逮捕された田中議員の納税問題について大蔵大臣に抗議した。また東京地方検察庁に対し、さきに選挙違反容疑で不起訴処分となった小林議員をすみやかに起訴するよう申入れを行なった。

（二三日）

○主婦連合会はユリア樹脂製プラスチック食器のテストの結果、熱湯を注いだ

場合約九三%から人体に有害なホルマリンが検出されると発表し、厚生省に對して、販売を禁止してほしい、プラスチック食器全体の規格基準を作してほしいなどを要望した。

（二七日）

○第一二回母親大会が開催された。第一日は法政大学、東洋大学を会場にして・子供の教育・生活と権利・平和と独立・母親運動の四項目を中心に三二の分科会に分かれて討論が行なわれた。参加者は約一万五千名。

第二日は東京都体育館で全体会議。

講演「ベトナム戦争と母親の役割」（松岡洋子氏）、代表による政府・アメリカ大使館への抗議、地方報告等のある清水谷公園で請願集会を開いた。参加者は約一万人。

（二二、二三日）

【その他】

○政府は内閣改組にともない、新政務次官二〇名を決定、このうち婦人は厚生政務次官に松山千恵子氏が発令された。

（二日）

農村家庭のために

婦人少年室協助力員は

こんな仕事をします

婦人少年室協助力員は、労働省婦人少年局と、各県の婦人少年室の仕事を手助け、婦人や年少者の福祉のためにつくす民間の有識者の方々です。

現在、全国に三、五〇〇人の婦人少年室協助力員がいますが、最近とくに農村地域に一、〇〇〇人の協助力員が増強されました。

いま日本の農村は経済の面でも、家庭生活の面でも大きな問題をたくさんかかえています。出かせぎ家庭、主婦農家、その他の農家もなにかと困りごとをおもちでしょう。

農村の婦人少年室協助力員は、農家の皆様といっしょになって、困りごとを考え、解決のおてつだいをします。つぎのような時には、もよりの婦人少年室協助力員に御相談下さい。お知りあいの方にもおすすすめ下さい。

○出かせぎ中のお父さん、お母さん、その他の家族の方々と連絡をとりたい
い
なぜかわからないが、出かせぎ先

のお父さんから送金がとだえた。

手紙をだしても返事がない。病氣ではないか、事故があったのではないか。心配だがそうさく願をだすのも大げさだし……といっている間に日がたつてしまします。そんな時には、早目に婦人少年室協助力員に相談しましょう。

婦人少年室協助力員は、各県の婦人少年室と力をあわせて、全国にはりめぐらした連絡網を使って、適切な処置をとります。

○困りごとなど相談したい

—家庭のこと、子どものこと、健康のこと、農業のこと、村の仕事やつきあいのこと、はたらく口がほしいなど、どんなことでも、婦人少年室協助力員は皆様のよい相談相手になります。必要な時には、関係機関と連絡をとりながら、困りごと解決のおてつだいもします。仕事の上の秘密はかたく守ります。

婦人少年室協助力員についてのお問合せは、

各県庁所在地にある婦人少年室または、
東京都中央局区内 労働省婦人少年局へ

作業療法士

身体または精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図るため、手芸・工作その他の作業を行なわせ診療の補助をします。これは前回に掲載した理学療法士と同じく昭和四十年六月法律に定められた新しい職種です。作業療法士になるには、作業療法士国家試験に合格し、厚生大臣の免許を得なければなりません。

資格を要する婦人の職業 ⑦

——作業療法士・図書館司書・司書補——

得した者。

(2) 文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した作業療法士養成施設において二年以上作業療法に関する知識及び技能を修得した者。

(3) 外国の作業療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は、外国で作業療法士の免許に相当する免許を受け

た者で、厚生大臣が(1)(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者。

また、理学療法士と同じく特例が設けられている。

試験科目

解剖学、生理学、運動学、病理学、医学的心理学、臨床医学大要、作業療法、試験施行期日、場所、願書の提出期限についてはあらかじめ官報で公示されます。

作業療法士は現在全国で二十五名ですがこのうち女子は十五名です(厚生省調)。初任給は、理学療法士と同じです。

図書館司書・司書補

司書は図書館の専門職員で、図書館資料の購入、収集、分類、目録の整備等の職務のほか、自動車文庫や貸出文庫による巡回、読書会、鑑賞会、資料展示会の開催など館外サービスにもたずさわります。また、司書補は、これら司書の職務を助ける仕事に従事します。

昭和二十五年に図書館法が制定されて、公立、私立図書館には司書、司書補をおくようになりましたが、最近ではこれら図書館のほか民間会社にも、広く採用されるようになりました。

司書の資格は次の一つに該当すれば得られます。

(1) 大学を卒業したもので司書の講習を修了した者。

(2) 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を修めた者。

(3) 三年以上司書補として勤務した経験を有する者で司書の講習を修了した者。

また司書補の資格を得るには高等学校卒業後、司書補の講習を修了しなければなりません。司書および司書補の講習は文部大臣の委嘱を受けた大学で開催されます。期間は二か月一六か月間位おこなわれ、昭和四十年は全国で九校実施しています。詳しいことは官報に告示されます。

司書講習受講科目

必修科目

図書館通論、図書館実務、図書選択法、図書目録法、図書分類法、レファレンス・ワーク、図書運用法、図書館対外活動、児童に対する図書館奉仕、視聴覚資料。

選択科目(各群それぞれ二単位以上)

甲群：学校教育と公共図書館、成人教育と図書館、特殊資料図書館施設、図書館史。

乙群：社会学、社会教育、ジャーナリズム、図書解題および図書評論、図書および印刷史。

司書補講習受講科目

必修科目

図書館概論、図書整理法、閲覧と貸出、図書の目録と分類、参考書解題、製本と修理、視聴覚資料、図書館統

計、複写技術

選択科目(各群それぞれ一単位以上)

甲群：図書館史、図書館施設

乙群：社会教育、ジャーナリズム、速記法

講習修了後は講習を行なった大学が試験、論文、報告書その他による成績審査により、単位修得認定書を交付します。この認定書を得たものは司書或いは司書補の資格も得るわけです。

司書、司書補の勤務しているところは、大学図書館、公共図書館、学校図書館などです。このうち公共図書館は全国で八一〇か所、ここで働いている司書補は約二〇〇人です。(昭和四十年四月、文部省調)

初任給は地方公共団体によって異なりますが、東京都の場合をみると、司書補(全部司書補で採用)が大学卒二二、七〇〇円、高校卒一七、八〇〇円です。

売春に関する年表 (昭和二八年七月以降) ③

昭和三年(一九五七年)つづき

2月7日 8日	全国性病予防自治会は「全国業者大会」を開催、政府並びに国会に「業者の取扱い」に関する陳情を行なった。	4月23日	同法案について、全国地域婦人団体連絡協議会、日本看護協会、日本キリスト教婦人矯風会、日本婦人平和協会、日本婦人労働同盟の五婦人団体、参議院社会労働委員会委員の要望書を送付、期待する旨の要請書を提出。	7月24日	自民党風紀衛生対策委員会は「売春防止法の実施期日の延期」と法の再検討を、同党三役に申し入れた。	9月3日	「売春防止法の全面施行にそなえての関係業者の転業資金の融資に付いて」が、大蔵省銀行局長から国民金融公庫総裁及び中小企業金融公庫総裁にあてて通達された。
3月8日	厚生省は、鳩森小学校等、類似の問題がおきていることにかんがみ、学校環境の良化に官より通知。	5月6日	売春対策審議会は、政府内に転業対策機関を設けるよう意見具申第二号を提出。	7月24日	全国性病予防自治会は、「既得権擁護大会」を開催。	9月15日	「売春防止法の全面施行にそなえての行政措置の強化に付いて」の閣議決定につき、関係各省庁次官等連名により各都道府県知事あて通達された。
3月26日	売春対策国民協議会は、「売春対策国民協議会」を衆議院第一議員会館で開催。売春防止法の完全実施を促進する旨の決議を行なった。のち、国会、関係官庁への陳情並びに、衆参法務・社会各委員と懇談を行なった。	5月11日	内閣官房審議室では、売春防止法及び売春に對する国民の基本的態度を調査し、施策の参考とするため「売春問題に関する世論調査」を実施。	8月7日	売春対策審議会は、売春防止法の完全実施に付いて、意見具申第三号を提出。	9月18日	売春対策審議会は、売春防止法の全面施行にそなえての必要措置として、従業婦人の保護更生対策並びに保安処分対策の意見具申第四号を提出。
3月26日	悪質な芸妓置屋が、法務省人権擁護局から「前借金は無効、芸妓の荷物は返還せよ」という、有体動産引渡し法の仮処分をうけ注目された。	5月10日	自民党政調会は、売春防止法施行に關連して生ずる諸問題を処理するための指導機関として「風紀衛生対策特別委員会」を設置。	8月15日	次官等会議において、馬場法務次官は、売春婦の保安処分に関する法案を来る臨時国会に提出すると発表。	9月20日	厚生省社会局長から、各都道府県知事あて、売春対策委員の設置及び売春推進委員の設置指示を行なう通達が出された。
4月1日	第二四通常国会において制定された「売春防止法」中、総則及び保護更生関係規定が、効力なお「婦人相談所等」に關する政令が同日、公布、施行された。	5月17日	「旅館業法の一部を改正する法律案」国会通過。	8月12日	売春対策国民協議会は、「売春防止法完全実施要求全国協議会」を開催。売春防止法の完全実施を要求する大会決議文を總理、法務、厚生、文部、完全実施を要求する大会決議文を總理、法務、厚生、文部、臣に提出した。	9月24日	自民党婦人局は、同党大役員に對し風紀衛生対策特別委員会の解散を文書で申入れた。
4月1日	鳩森小学校周辺が「文教地区」に指定された。	6月21日	「全国性病予防自治会連合会」が新吉原組合事務所で開催される、売春業者の生活を確保するための運動を活性化に展開することを申し合わせた。	8月20日	法務省は、売春婦の補導処分法案、婦人補導院法案について保安処分法案を衆議院に提出。	9月9日	全国性病予防自治会代表が厚生省を訪問、政府の方針に従い来年三月末日までに自主的に転業をなすことを申し入れた。
4月5日	旅館等の健全化をはかるためには風俗的見地からも規制を加える必要が生じてきたので、政府では「旅館業法の一部を改正する法律案」を参議院に提出。	7月9日	厚生省はさきの閣議決定に従い、売春業者の転業のための窓口に付いて検討の結果、「売春対策推進委員会設置要綱」を決定、松原一彦氏(元法務政務次官)など五名の委員を委嘱した。	8月26日	本部長を、各府県に「売春対策本部」を設けるよう指示した。	10月9日	金をついて全員解散し、前借金をついて全員解散し、前借金を棒引とすることを声明した。
4月9日	「売春防止法第三章保護更生関係施行に關する件」が、厚生事務次官より各都道府県知事にあて通達された。	7月24日	社会党は「風俗営業、転業業対策特別委員会」を婦人部の	8月30日	「政府は、売春防止法の全面強化に付いて閣議決定を行な	10月14日	全国性病予防自治会幹部の贈賄容疑逮捕など、最近表面化した売春汚職に關し、衆議院法務委員会が要請された。

った。

3月6日	政府は売春防止法の完全実施を機会に「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」の批准について国会の承認を求める案件を提出。	5月15日	「法律」が公布施行された。
3月14日	「売春対策審議会委員」の任期が満了となり、新委員二四名が任命された。その大半は再任である。	5月15日	法務省は、婦人補導院組織規程を定めた。
3月17日	「売春防止法の一部を改正する法律案」「婦人補導院法案」が参議院法務委員会を通過。衆議院法務委員会と同様附帯決議がなされた。	7月29日	売春対策国民協議会では、売春対策推進委員菅原通済氏を囲み、売春防止法施行後の諸問題について懇談会を開催。単純売春を処罰の対象とするよう法を改正すること、深夜喫茶禁止を強く要望すること
3月19日	「売春防止法の一部を改正する法律」「婦人補導院法」が参議院本会議を通過成立。同上の二法律が公布された。	7月30日	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」が寄託後九〇日を経過した。条約としての効力を発生した。
3月25日	全国売春業者廃業。	8月1日	深夜喫茶取締りについての立法を閣議で決定。
3月31日	「旅館業法の一部を改正する法律」が公布された。	8月11日	衆参婦人議員懇談会では、深夜喫茶対策について婦人議員立法として次期臨時国会に提出することを決めた。
4月1日	売春防止法中、刑事処分規定が発効となり、同法が全面施行された。なお婦人補導院法も同日施行された。	8月15日	政府は閣議で、次期臨時国会に「風俗営業取締法の改正案」を提出することに決定。
4月1日	売春対策国民協議会は「売春防止法施行記念大会」を開催。法務省では、「婦人補導院処遇規則」並びに保護具の製式を定めた。	8月22日	売春対策推進委員会では、関係当局、婦人議員ならびに婦人団体との懇談会を開催。
4月11日	国会で「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」の批准が承認された。	8月22日	第四回日本母親大会では、全国分科会の第三分科会「社会環境のもんだい」の部で売春問題を取りあげ、売春防止法施行後の問題、要保護婦人の更生の問題について討議した。
4月25日	「法務省設置法の一部を改正する法律」が参議院本会議を通過成立。	8月24日	厚生省社会局長から法務省刑事局長あて「婦人保護施策協力依頼について」の通達が出された。
5月1日	日本政府は、「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」加入書を国際連合事務長に寄託。	9月15日	
5月15日	「法務省設置法の一部を改正		

資料ダイジェスト

家内労働の動向と

その対策

中 鉢 正 美

(日本労働協会雑誌・八月号)

執筆者は慶応義塾大学教授で、専門は社会保障、社会政策である。この論文は、家内労働の動向とそれをひきおこした要因を分析し、あわせてこれに対する対策、とりわけ現在問題となっている家内労働法の制定およびその運営について、その可能な方向を展望したものである。次にその概要を紹介しよう。

一

戦後のわが国において、家内労働がそれ自体の問題としてとりあげられるようになるのは、敗戦による混乱と改革が一段落して、朝鮮特需を楯杆とする生産水準の戦前復帰と、その反面における企業規模別格差、所得分布の不平等の拡大とが現われはじめ昭和二十五年以後のことであるといつてよからう。二十六年に大阪市立大学経済研究所が実施した内職の実態調査をその最も初期の例としてあげることができる。

しかし家内労働問題が、労働立法上の問題とも結びついて具体的に論じられるようになるのは、低賃金業種における最低賃金の設定が中央賃金審議会において論議され、さらに業者間協定を軸とする

中央賃金審議会の答申を経て、三十四年に現行の最低賃金法が制定される過程においてであるといつてよからう。すなわち同法により、最低賃金の適用地域内で同様の業務に従事する家内労働者の最低賃金を規定する必要があるわけで、そのため労働省では三十三年から三十四年にかけて家内労働者の調査を実施した。

またおなじ三十四年に臨時家内労働調査会が労働省に設置され、家内労働に対する対策の検討がようやくその緒につくこととなったのである。

しかし、この調査審議の続けられた時期は、まさに所得倍増計画に裏付けられた高度成長と産業構造の変動、労働市場の変貌と物価の上昇等の結果、やがて日本経済の「転型」が論じられるにいたる時期であり、この間に家内労働のおかれた位置や、その内容についても、相当の変化があったことを見のがすことはできない。この点について調査会の報告は、

専門的・家内労働世帯の収入は、三十一年ごろから三十六年にかけて、常用勤労者世帯の収入とほぼ同率の上昇をたどり、内職的家内労働については適当な全国的資料はないが、若干の個別的資料から推測すれば各業種によって相当の差があったのではないかとしている。また家内労働者数の推移については、三十三年末約九〇万人、三十七年末約八五万人、四十年六月末で約八四万人と推計し、前半に減少傾向をしめしたのが後半は横ばいに

なったことを指摘している。

これを地域別にみると、東京都では家内労働者数が三十三年(約一八万人)から三十七年(約一六万人)にかけて減少したが、四十年(二〇万人)には大幅に増加している。これに対して、関西の大阪府と兵庫県では年々減少を続けている。さらに全国的に展望すると、北海道や東北諸県では減少傾向をしめし、中国や九州諸県では増加傾向がみられる。すなわち、中国・南海方面に比較して、東北においては農村労働力が出かせぎとして流出する傾向の大きいことも考え合わせれば、関東の大都市地域に対するこれらの流入人口の圧力が、東京における家内労働の増加傾向と深い結びつきを持っているのではないかという予想を立てることも可能であろう。

二

家内労働問題を論ずるにあたっては、まず当面の対象である家内労働なるものを厳密に概念規定し、その主要な構成要因を確定しておかなければならない。

臨時家内労働調査会の「報告」によれば、自宅あるいは自己の任意に選んだ場所、単独あるいは家族の補助によって作業に従事し、仕事は業者から原材料等の支給を受けてその加工あるいは製造を委託されている場合に、これを家内労働とよぶことになっている。

このように規定された家内労働について、「報告」は三種類の類型を設定している。

第一は、家内労働が世帯主の本業である場合であり、これを専門的・家内労働とし、第二は内職的家内労働であって、世帯主以外の家族が、本業とは別に家計補助のために従事するものがこれに属する。第三に、他に本業をもつ世帯主が、そのあいまに単独または家族とともに家内労働に従事する場合を副業的家内労働としている。

この三類型分類は、基本的には労働省が三十三年の調査以来依拠してきたものであるが、これに対しては、この分類が家内における従事者の地位や、家内労働収入が家計収入中に占める位置によるものであって、社会的な就業形態と必ずしも一致しないという批判が加えられている。たとえば、近松順一氏は、一、農村(副業的)・家内労働、二、職人的・家内労働、三、「機械」のはいった家内労働、四、大都市手作業的家内労働という四類型分類を提唱している。

家内労働問題の中心が、近代産業の加工下請と、勤労者家族の内職とにあることはおよそ見当をつけることができる。また、このうちとりわけ大都市に集中しているのが勤労者家族の内職であることは、たとえば全国家内労働者数に占める内職的家内労働者の比率が約八割であるのに対して、東京都における同じ比率が九割をこえていることからあきらかである。勤労者家庭の主婦内職としては、繊維関係産業が圧倒的と思われ、こ

婦人労働関係資料の紹介

定期刊行物（昭和41年9月受入）			
資 料 名	月号別	発 行 所	主 要 目 次
職業訓練	8月号	労働省 職業訓練局	○婦人労働力の技能活用をはかれ
海外労働経済月報	6号	労働省 統計調査部	○今後の既婚女子の雇用状況——イギリスのケース——
労務管理通信	Vol. 6 No. 20	労働法令協会	○昭和50年までの労働力需給の見通しと問題点 ——中・高卒労働力の急激な減少と女子労働力の 種々の活用——
労務事情 NEWS	No. 80	産業労働調査所	○女子の定年制について
労政時報	No. 1862	労務行政研究所	○パートタイム雇用の実態および意識調査の概要 ○婦人労働者 4,200 名の不満と要望
労働の科学	8月号	労働科学研究所	○この道ひとすじに——看護婦教育のあゆみ（第3回）——
労働と経営	9月号	日本労働協会	○働く婦人の第2の人生 ○変わりゆく婦人労働者の実態 ——その現状と問題点——
労働法令通信	No. 23	労働法令協会	○労働省の42年度新労働政策
労働問題	10月号	日本評論新社	○母親大会の過去と現在
法律時報	9月号	日本評論社	○雇用対策法——その統制的機能——
W・I・A	No. 111	W I A 研究所	○職業病の現況を探る ——パンチャー病との闘いの跡をたどる——
企業通信	No. 125	企業通信社	○女子にも実力主義の職分制度（東洋レーヨン）

の割合が三十三〜三十七年に増加していることは、主婦内職普及の時期を推定するうえから、注目すべき現象であろう。

三

今後の家内労働問題の焦点は、大都市における専門的な加工下請と、勤労者家族の内職とにしばられてゆくと思われ、その内職に何故に、勤労者家族の内職がこのような大都市、とくに東京に集中する傾向が現われるのであるか。臨時家内労働調査会「報告」は、東京都江東区職公共職業指導所が相談を受けた内職者世帯の月収を各年比較して、内職が次第に高所得層に拡散してゆく傾向を指摘している。さらに総理府家計調査でも、現代日本の都市勤労者世帯において、所得の一般的上昇にもかかわらず、より多くの収入を得るための内職収入を増加させようとする行動が、むしろ所得分布の上層においてより強くなりつつあるという動向はくみとることができ、所得水準の上昇を上回る生活必要の膨張の反面に、電気製品の普及や住宅構造・家族構成の変化等によって主婦の余暇時間もある程度増加し、加えて若年労働者の不足や設備拡張のコスト増大が著しいという諸条件が、とりわけ大都市において急速に進んでいるところに、東京を中心とする家内労働の増加、内職の集中をもたらした原因を求めることができるのではないか。

四

最低賃金法と家内労働法との関係についてみると、たとい最低賃金の水準を法的に規制しても、関連家内労働がそれ以下の工賃で豊富に供給されるのであれば、雇用労働に対する需要は減少し、関係労働者の所得はかえって低下することになりかねない。家内労働法はこのような低賃金の労働力供給を抑制することによって、最低賃金規制の効果を関係労働者全体に及ぼすものにほかならない。また家内労働に対する需要がなんらかの規制をこうむらないかぎり、都市型家内労働人口の増加、とりわけその内職型への分解はいよいよ促進されると判断せざるをえないだろう。

これに対する対策としては、加工下請的業種についてはその委託条件の標準化とくに工賃の最低を規制し、同業者間の組織化を進める等の方法により、業種としての安定性を確立することが必要であるとともに、内職的業種についてはむしろ世帯主労働者の所得水準の向上、あるいはより有利な条件での雇用労働への転換のための条件をつくりだし、その無秩序な増加に、ある枠をはめることの方が重要であろう。

女子の就業者数と完全失業者数 (1966年5月)

産業	女子	男子	男女計のうち女子の占める割合	女子雇用者の産業別構成率	女子の前年同月との比較
就業者	万人	万人	%		万人
就業	2,010	2,972	40.3		+ 50
自営業	286	730	28.1		+ 20
家族従業者	790	271	74.5		- 14
雇用者	933	1,968	32.2	100.0	+ 44
農林業	21	27	43.8	2.3	+ 2
漁業・水産養殖業	3	19	13.6	0.3	0
鉱業	3	28	96.8	0.3	0
建設業	36	213	14.5	3.9	+ 2
製造業	324	676	32.4	34.7	- 3
卸小売・金融保険・不動産業	258	364	41.5	27.7	+ 20
運輸通信・電気・ガス・水道業	38	269	12.4	4.1	+ 4
サービス業	227	255	47.1	24.3	+ 17
公務	25	118	17.6	2.7	+ 4
完全失業者	23	20	53.5		+ 3

注 1) 数字はすべて調査結果の実数に推定乗率を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから、総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。
2) ※印の数字は誤差率が大きいから特に注意して使用されたい。
—総理府統計局 労働力調査—

1人1か月平均現金給与総額 (1966年5月)

産業別	女子	男子	男子に対する女子の割合
	円	円	%
総数	19,835	40,467	49.0
鉱業	16,661	40,489	41.1
建設業	17,670	38,464	45.9
製造業	18,043	39,474	45.7
卸売業	20,723	39,035	53.1
小売業	26,654	54,532	48.9
金融業	22,194	50,139	44.3
保険業	24,909	41,721	59.7
不動産業	28,367	49,571	57.2
運輸業			
通信業			
電気・ガス・水道業			

—労働省労働統計調査部 毎月勤労統計調査—

婦人少年局ニュース

○婦人少年局人事異動(カッコ内は前任)

(長野婦人少年室) 吉川 博子

辞職

長野婦人少年室(採用) 川崎 博子

(婦人少年局庶務課) 鳴川 清三

職業訓練局失業対策部業務課

(石川県小松職業安定所) 三軒基一郎

婦人少年局庶務課

(以上九月二日付)

○働く婦人の福祉運動(九月十五日〜二十四日)を全国的に展開

●九月七日、働く婦人の福祉運動について新聞発表を行なった。同日、「婦人労働の実情」および「女子保護の概況」——いずれも一九六五年分についても、あわせて新聞発表した。

●働く婦人の福祉運動について、九月七日に報道機関と、九月八日は労使との懇談会を開催し、協力を依頼した。

○婦人少年問題審議会婦人労働部会開催
九月十四日、婦人少年局長室において開催、中高年齢婦人の労働力有効活用のための対策について審議した。

○農村出稼家庭調査結果について新聞発表

昭和四十年十二月〜四十一年一月に調査を実施した「農村出稼家庭調査」の結果について、九月十三日、新聞発表を行なった。

○婦人職場指導者セミナー開催
日本労働協会、婦人少年協会共催、婦人

少年局後援の「婦人職場指導者セミナー」が、九月十五日〜二十四日の三日間日本労働協会で開催され、全国から約六十名の婦人が参加した。

＝ごらんになりましたか＝

(婦人労働関係)

○婦人労働の実情——一九六五年——

(婦人労働資料第105号)

○女子保護の概況——昭和四十年——

(婦人労働調査資料第50号)

○婦人の能力を職場にいかそう

——労働意欲をたかめる機会をひろげる——

(婦人少年局パンフレット55)

○職場の制度や慣行について見なおしましょう

——婦人の能力を生かすために——
(婦人少年局パンフレット59)

昭和四十一年十月一日 印刷
昭和四十一年十月五日 発行
婦人少年局 第十四巻第十号
通巻 百五十号

定価 六十円 二十六円

編集人 久米 愛

発行人 平林 たい子

東京都文京区小日向町一番地

印刷人 網野 栄

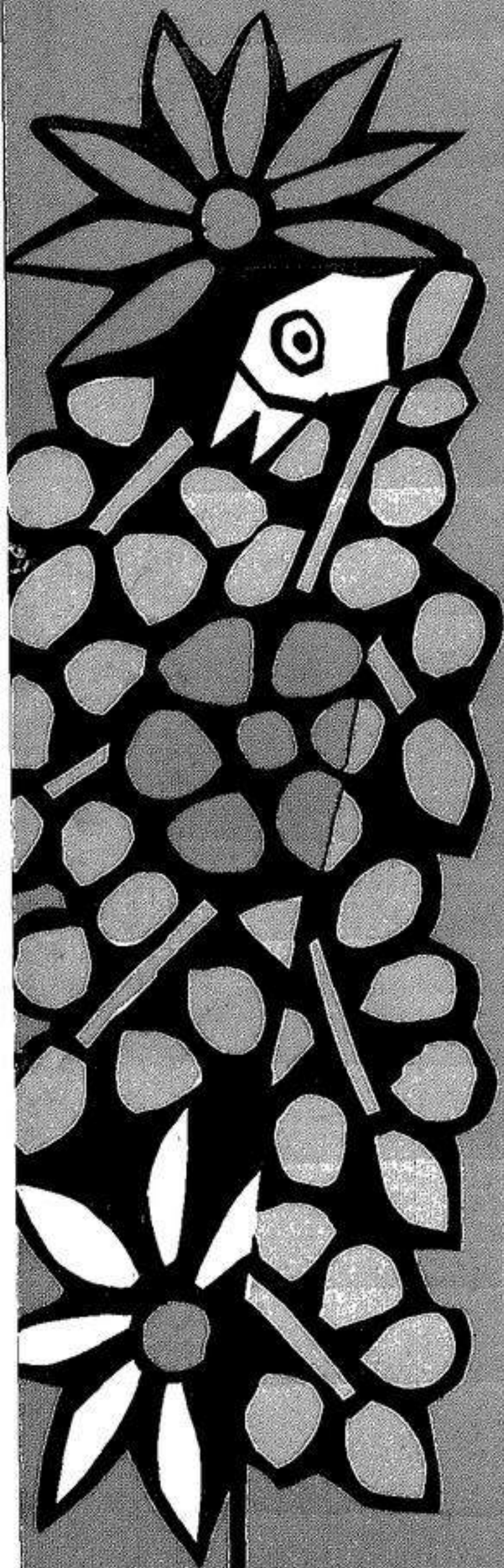
東京都千代田区神田一ツ橋二ノ一
(日本職業指導協会内)

発行所 婦人少年協会

電話 九段(一) 九五九七

九段(二) 九五九八

板橋口座 東京一〇七九二四



昭和二十八年五月三十日第三種郵便物認可
昭和四十一年十月五日 発行 (毎月一回五日発行)

婦人と年少者

(第十四巻 第十号)

定価 六十円 (送料六円)

第20回働く年少者の保護運動

- ◆労働大臣賞受賞「働く年少者の生活文」より
- ◆年少労働の現状〈資料〉
- ◆農村出稼者の妻の生活と意識〈資料〉

婦人少年協会